

京都議定書の目標を達成するための政策の基盤が着実に整備されてきたと、かように考へておるわ
けでござります。

また、今回さらに、御審議をいたいでいる改
正案につきましては、これはもう御承知のよう
に、業務部門あるいは家庭部門の排出量がまだま
だ基準年に比して大幅に増加している。こうい
う状況をかんがみまして、京都議定書の6%目標の
達成を確実にする、こういうようなために算定・
報告・公表制度を企業単位、フランチャイズ単位
に見直すと、こういうようなことでカバー率を上
げるということでございますし、また排出抑制等
の指針を策定して公表することなどの措置を盛り
込んでいるところでござります。

累次の改正によつて整備は着々と進んでいると
思ひます、これを一つのまたきつかけに目標を
達成するためにつかりと努力をしていくと、こ
ういうようなことでござります。

○大石正光君 大臣の御答弁で、十八年の第三回
目の改正のときもたしか私、参議院の環境委員長
をやつてゐるわけで、地球温暖化に非常に関係し
てきたわけであります。そういう点では、この京
都議定書の地球の環境を守るということ生態系
の保全という基本的な精神を持つておられるので
どうかということがまず一つ。

それから、地球を守るということを中心とした
きちつとした柱がないために、実は、法律は行政
で活用してはいるけれども、その場しのぎの部分
的な改正になつてゐるのではないかということが
大変心配でござります。

また、今回の改正案では、平成二十一年四月か
ら法律が施行され、企業に対する報告義務はその
一年後の二十二年から開始になつておりますけれ
ども、今国会で採択されれば来年の四月から約
九か月間の周知期間があるわけであります。既に
京都議定書の第一約束期間は始まつてゐるのに、
なぜそんな悠長なことをされているのでしょうか。
また、この違反をした人の企業に対する罰
金がわざか二十万といふことは一体どういうこと

なんでしょうか。その辺のお答えをいただきたい
と思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 大石委員御指摘のと
おりでございますが、悠長過ぎないかといふこと
を告をいたやすくということにしますと、西暦でい
ますと二〇一〇年といふことございます。それ
こそ中間に当たるということで、遅いという御
指摘だと思います。

ただ、現にもう二十年度に入つております。今
国会で仮に法案をお認めいただきますと、私ども
は、その後直ちに具体的に企業単位、フラン
チャイズ単位の排出量の算定方法、報告事項、報
告手続などこれから準備を急ぎたいと思つてお
ります。また、その上で、フランチャイズ本部を
始めとして、これまで算定、報告を行つていな
かつた事業者に対する十分な周知を急ぎたいと思
えております。その上で、来年の二十一年四月か
ら施行されまして、これでその一年間を算定の測
定に充てていただくと。そして、その一年間の結
果積み上げたものを二十二年度のできるだけ早い
機会に御報告をいたやすくということで考えてお
ります。

したがいまして、遅いという御指摘について
は、私も気持ちとしてはよく分かるんでございま
すけれども、行政をやつていく上で、段取りを踏
んで、きちんと周知をして、準備をして、算定を
して、きちんと算定をしていただくとそういう年
度に掛かつてしまふということについては是非御
理解をいただきたいと思います。

それから、過料の問題でございます。

過料二十万といふことでございますけれども、それ
自体が一般通念上の道義に反するとか、あるいは
社会性を欠くことが必要でございます。内
閣の中で様々な横並びを整理しますと、現状の法
いますけれども、一般的に刑罰にしますと、それ

が妥当だらうということで、こういう整理をさせて
いただいたものでございます。

○大石正光君 ここ数日、NHKのテレビで環境
問題、食料問題を大変大きく取り上げておりまし
て、そういう点ではその映像を見ておりました。
ちょうどその映像の中で、鈴木俊一環境大臣、
環境庁長官の時代に、実は、経済産業省から実は
鉱物資源の輸入に対する要するに特定の課税の部
分の中で、環境庁に、当時庁でしたけれども、是
非応援をいただきたいといって、多分課税の部分
の問題がありました。ところが、環境省の中で
は、それをやることによって環境税の部分に影響
を及ぼすからそれは反対するべきであるというた
しか行政の部分の、役人の皆様の反対が強かつた
わけであります。最終的に鈴木俊一長官がオー
ケーをしてサインをして、現実にそれが実現され
た。環境の問題で三百億、環境庁の部分で環境に
対する影響でそれを使えるという話であります
た。

その映像は具体的には、質問の中には書いてあ
りませんけれども、ところが、現在に環境税を環
境省がそれを提案したときに、その問題があるか
ら当然環境税は要らないではないかということ
で経産省から反対を受けたということがあります
た。

その後も、したがいましてその後、環境税要求
は環境省として行つておるわけでございます。残
念ながらいろんな議論がございまして実現してお
りませんけれども、その石油石炭税のこととは別
にして、環境省としては環境税をきちんと整理し
て考えていくといふことは変わつていいとい
うふうに思います。

○大石正光君 もう既にでき上がつたことです
から、そのことを振り返してどうこうということは
できないと思いますが、実はそういう課題がいつ
ぱりあります。先ほどの質問のように、きちつ
とした将来の展望がないまま、その場でいつも政
策が変わり、方向が変わることがこのよくな失敗
につながつっていくのではないかと私は感じてお
わけであります。

今年になつてから、世界各地の気温の変化が非
常に激しく、こちらも、日本でも暑くなつたり寒
くなつたり、何か非常に変化が激しくなつてしま
りました。そういう変化の激しい中で、人間とし
ても非常に激しく体調の調整が難しくなつてきて
いる中で、世界の中での農作物の生育に及ぼす影
響の並びの中では二十万円以下の過料ということ

弁いただければ有り難いんですが、いかがでござ
いますか。

○政府参考人(南川秀樹君) 大きな質問でござ
いますが、当時の経緯を知つておる者としまして、
当時の経緯にかんがみて私なりの考え方を述べさ
せていただきますと、当時でございませけれど
も、石油、石炭の輸入に掛けるということで、經
産省と一緒になつてその予算を要求して温暖化対
策に役立てようということで話がまとまりま
した。当時、鈴木俊一大臣でございました。

響がこの気象の変化で大変どうなるかという心配が非常になります。

そういう面において、世界の異常気象に、作物に及ぼす影響について実際に調査をされたことがあるのかどうか、多分農林水産省だと思いますが、どうかということと同時に、またそれに対する対策はどうなっているのか、是非お答えいただければと思いますが。

○政府参考人(小堀邦夫君) 異常気象が農業に及ぼす影響についてでございますが、昨年IPCCで公表されました評価報告書によりますと、今後、地球の温暖化が加速度的に進行することによりまして、農業生産にも深刻な影響を及ぼすものと予測されております。

例えば、オーストラリアやニュージーランドでは、干ばつや火事が増加し、二〇三〇年までには農業や林業の生産が減少する。あるいは、ラテンアメリカにおいても、乾燥地域では、農地におきましても、異常気象によりまして記録的な干ばつが各地で発生をしております。二〇〇二年のカナダであるとか、あるいは二〇〇六年のオーストラリア、記録的な干ばつによりまして麦類が大幅に減産をしているわけでございます。

一方、我が国におきましても、例えは近年、高温によりまして、例えは水稻……

○大石正光君 短くていいんですよ、何もそんなこと説明しなくて。やっているかどうかだけで。

○政府参考人(小堀邦夫君) はい。

農林水産省といったしまして、これに基づきまして、昨年、地球温暖化対策総合戦略というものを策定いたしました、現在発生しております当面の被害に対応いたします作付け時期とか水管理、そういったものの現場における普及、指導、そういうものと併せて、中長期的には、やはり品種の開発、そういう栽培技術

の開発、そういうものに重点的に取り組んでいくというふうに考えております。

○大石正光君 いろいろ取り組んでいらっしゃるという御説明でございましたが、ちょうど福田総理が、ローマで食料サミットがちょうど開催をされております。国連事務総長が大変心配をされておりますが、その内容について、日本の政府、福田総理はどのようなことを含めてやられているのか、その内容がよく分からぬので、御説明いただければ有り難いと思います。

○政府参考人(田辺靖雄君) 現在、ローマで行われておりますFAO、国連食糧農業機関主催の世界の食料安全保障に関するハイレベル会合につきましてお尋ねがございまして、福田総理はこの会議に参加をしておられるわけでございます。この会議は、一昨日、六月三日から日本を含めまして主要国々の首脳が出席いたしまして、現在、特に開発途上国に大きな影響を与えております食料価格高騰問題などについて議論が行われております。この会議は、一昨日、六月三日から日本を含めまして主要国々の首脳が出席いたしまして、現在、特に開発途上国に大きな影響を与えております食料価格高騰問題などについて議論が行われております。この会議は、一昨日、六月三日から日本を含めまして主要国々の首脳が出席いたしまして、現在、特に開発途上国に大きな影響を与えております食料価格高騰問題などについて議論が行われております。

福田総理は、一昨日、六月三日に、G8の議長国といたしまして、食料価格高騰について日本と国際社会による取組について演説を行いました。

具体的には、まず緊急、短期の対応として、本年既に実施済みの八千五百万ドルに加えまして約一億ドルの緊急食料援助を七月までに実施するということ、それからまた、貧困農民に対する食料増産支援として、本年既に実施済みの約一千万ドルに加え更に五千万ドルを早急に実施することを明らかにいたしました。さらに、当面、政府の保有する輸入米のうち三十万トン以上を放出することを表明した上で、各國が備蓄している食料の国際市場への放出や農産物の輸出規制等の措置の自粛を関係国に呼びかけました。そのほか中長期的な対策として、各國が自らの潜在的な資源を最大限活用して農業生産を強化することも

呼びかけたわけでございます。

このようなメッセージをG8議長国として福田総理は発せられまして、ここでの議論を受けまして、この成果を踏まえまして来月の北海道洞爺湖サミットでまたこの食料価格高騰問題につきまして、御説明いただければ有り難いと思います。

○大石正光君 いろいろ取り組んでいらっしゃるお尋ねでございましたが、ちょうど福田総理は、このほかに投機資金の流入といった問題、それから輸出国による輸出規制の広がりといった問題も影響しているかと思いますが、基本的ににはやはり大変これから課題としてあります。私もケープタウンに数日前まで行っておりました。食料サミットではありませんけれども、JICAが実は今ケープタウンでも同じような食料問題で協議をされているようであります。

そういう面では、食料安全ということから穀物価格の上昇と収穫量の減収についてどのように考えていらっしゃるのか。特に農作物の出来不出来でなくして、トウモロコシのような穀物がエタノールというものの原料に使われているなど、実際に生産している人たちが食料として生産するのではなくて、経済中心のそういう原料として作っている考え方が非常に増えてまいりました。そのため今までの輸出国と輸入国の関係が大きくなりながら変わるだろうと思います。特に、これまで日本が非常にWTOの食料の問題、農業分野において大変協議をしておりまして、途上国との関係が非常に変わったところです。

○大石正光君 短くお願いします。

○政府参考人(山下正行君) WTO農業交渉に関するお尋ねでございますけれども、我が国は、従来より、食料安全保障などの農業の多面的機能や異なる条件下にある各国の農業が維持、存続できる基盤を重視し、多様な農業の共存、これを基本理念とした貿易ルールの確立を目指して積極的に取り組んできたところでございます。

また、現在行われておりますドーア開発ラウンド交渉として貿易を通じて途上国の開発を促すことをこれは主要な目的の一つとしておりますが、途上国に対する貿易のための援助についても重視されているところでございます。

さらに、昨今の世界的な食料需給の逼迫傾向や食料価格の高騰を背景に、食料を緊急に必要とする国への援助を始め、より一層途上国への配慮が求められているところでございます。

我が国と途上国との関係につきましては、平成十七年十二月のWTO香港閣僚会合で政府が発表した開発インシアチブに沿いましてSDC产品に対して無税無粡を提供したほか、途上国の产品に

ついて生産の現場から輸出先の食卓等に至るまでの過程を包括的に支援するなどの取組を実施しているところでございます。

また、昨今の世界の食料事情を踏まえまして、先ほどもお話をございましたように、FAOのハイレベルの会合においても途上国に対する援助の方針を表明したところでございます。

○大石正光君

もういいですよ。

今ヨーロッパでは、食料が足りなくなると言つてヨーロッパ全体が減反政策を見直しをやつてはほど対応が非常に積極的にやつております。ところが、日本は、相変わらず決まりであるというところだけで何にも進んでおりませんね。

昨年の食料の年間生産量が約、世界で二十一億トンという収穫で非常に多かったと。ところが、要するに需要と供給のバランスで結局需要が供給を上回つて価格が上昇しておりますね。特にここ一、二年では小麦、トウモロコシが二、三倍に上がつてはいる。平均しますと穀物価格は十年間で二、三倍になつてはいるという話をよく聞いております。そういう意味においては、特にここ二、三年、経済優先の投機的対象になつてはいるということが現象に見えるようあります。

時間がないので、もう一つ付け加えておきますが、食料を投機の対象にしているゆえにおいて、エネルギーの原料、要するにバイオエネルギーとして経済的価値が生産国に非常な利益を特にアメリカやブラジル等に上げておるわけですね。そういう意味において、一体、食料としてこれから確保するものなのか、エネルギーの原料として作つていくものなのか、これから大変難しい選択を迫られるわけでありますけれども、そういうことに對して、その現象と同時にどのように考えて政策を立てられようとしているのか、その辺を是非お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(小堀邦夫君) 世界のバイオ燃料の生産についてでございますけれども、近年では、アメリカではトウモロコシの約三割、ブラジルではサトウキビの約五割がエタノール用の原料に仕

向けられているわけでございます。

これは、現場の生産者がその時々の価格水準によるところでございます。そこで、家畜なりえさに仕向けるか、あるいはエタノール原料に仕向けるかといふ判断をしておりますが、私ども農林水産省といたしましては、やはり食料の安定供給の影響、こういったものを十分配慮しながら慎重に進める必要があるというふうに考えておりまして、このため、例えば稻わらとか間伐材、こういった食料と競合しないセルロース系の原料を、言わばこれ日本型のバイオ燃料と称しておりますけれども、こういったものをを中心に生産拡大をしていきたいと発信などをを行つてはいるところでございます。

こういったもの、日本型のバイオ燃料を中心

食料との競合関係にも配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。

○大石正光君 沖縄や各地で既にそういうバイオエネルギーをつくろうという一つのモデルケースが生まれてきております。ところが、技術的には既にもう、わらとか草からできる技術はもう既にでき上がつてはいるわけでありまして、それを実際に具体的に大量生産できるかどうかの部分、そういう助成をしていけば、そういう進むわけであります。そういう前向きの積極的なことを是非これからもやつていただきたいと思います。

今、日本においては世界中の自然エネルギー、特にヨーロッパは自然エネルギーでできた電気を非常に高く買上げて、そして価格を一般消費者にやつております。日本の場合は、非常にヨーロッパの地域と違つて余り風が平均的に強く吹かれます。そのため、その部分が少ないので、風力発電の部分はなかなか発電量が増えることはないけれども、しかし太陽光発電については、ずっと太陽が出ているわけでありますから、非常に効率的にヨーロッパと含めても十分対応できるだけの太陽エネルギーができるわけであります。

日本はたしか、太陽熱を利用する発電の設備の

新しい建築に対しても助成金を今まで出してきたわけであります。それがなぜか助成金が切れた

ような感じの話を聞いております。そして、日本は太陽光発電で世界一だと言われておりますけれども、今年になってドイツが激しく太陽光発電に対する助成を増やしてトップになりました。日本は極端に、二位に落ちてしまつた。なぜ、この

ようなクリーンエネルギーの需要が大切な時期なのに、どうしてこのような政策のあいまいさをもつて中途半端に進めてきたのか、その辺のお答えを、これ経産省が環境省が分かりませんが、多

分経産省だと思いますけれども、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(上田隆之君) 住宅用の太陽光補助金を打ち切つた理由に関するお尋ねかと思いますけれども、この住宅用太陽光補助金でございま五年ぐらいいは、実は太陽光パネルというものは約一軒当たり三・五キロワットのパネルで一千三百五円したわけでございますが、補助制度等もございまして、最終年度の平成十七年度には五分の一以下約三百三十万円ぐらいになつたわけでござります。また、導入量も助成開始前に比べて六十倍に増加をしたと。補助金額も当初は三百万円ぐらいい助成したわけでござります。その後定額になりまして、最終的には七万円ぐらいに下がつたと。

相当程度市場というのが成長してきたといったことを踏まえまして、実は平成十七年度でこの住宅向け太陽光補助金を終了させていただいたところですが、これが経緯でございます。しかししながら、御指摘のとおり、太陽光につきましては様々な御指摘をいただいてございまして、現在、資源エネルギー調査会新エネルギー部会で太陽光発電を含めましてこの新エネ政策について御議論いただきまして、これを含めて今後検討してまいりたいと考えております。

○大石正光君

自動車税とかそういう部分は積極

的にとらえて税金を取ろうとしておりますけれども、逆に、国民に対して地球温暖化をいかに防ご

うかというふうに積極的にやつている中におい

て、そういう逆行することは私は非常に矛盾する

とも何もしないで今まで来られたのか、その辺質

問の内容にありませんけど、ちょっとお答えできればと思うんです。

○政府参考人(南川秀樹君)

まず、住宅用の支援につきましては、経産省で行つていただいております。

したが、環境省としましても、当然ながら新エネの中での太陽光発電、非常に重要なものだと

いうふうに当然認識をしております。したがいま

で、小さな財布の中ではござりますけれども、例

えば街区丸ごとのその新エネルギーの事業とか、

それから商業施設とかあるいは公的施設の屋上と

か壁面の太陽光パネルの設置と、そういったこと

についての支援は今年度も含めて環境省は継続を

しております。そういう意味で、太陽光発電など

の新エネの普及が必要だという姿勢については、

全く変わるものぞございません。

残念ながら、住宅については経産省の方の補助金切られております。私ども、今答弁されました上田部長ともよく連携しながら、何とかこの太陽光発電が進むような方策を考えていきたいと

ます。

○大石正光君 実は、日本は環境に対して積極的にやつているところで世界にアピールをして

こられました。しかし最近は、日本は環境に対し

て後進国だと、要するに後ろ向きに動いている

ことがあります非常に言われている現実にあります。

さきに幕張で行われたG20というんでしょ

うか、気候変動 クリーンエネルギー及び持続可能

な開発に関する対話という会議では、経済界への

環境規制が議題であったために経産大臣が中心で

やられておりました。そして、私はそのテレビを

よく見ておりましたが、隣に環境大臣が座つていらっしゃったわけであります。ところが、ヨーロッパの多くの国では環境大臣が地球温暖化や様々な問題、産業界に対しても環境大臣が主導権を持つて積極的にやつていらっしゃるというふうに私は感じておるわけがありますが、なぜ日本の環境大臣は世界の信頼あるリーダーとして、日本が積極的にリーダーのことを捨てているような感じにしか見えないわけであります。大臣は一体何を考えでいらっしゃいますか。

○國務大臣(鴨下一郎君) 千葉でのG20の対話は、これグレンイーグルス・サミットでの合意に基づいた気候変動問題への解決に向けての世界の温室効果ガス主要排出国、これ環境大臣及びエネルギー担当大臣と、この両方が参加するわけであります。

幕張で私も参加させていただきましたが、内容は、技術、資金及び投資、さらには二〇一二年以降の将来枠組みの在り方、これに焦点を当てて議論をしたわけでありますし、先生御指摘のよう

する事項を定める、そして手続に関する規定を設ける、これを義務付けようとしているわけなんですがれども、具体的には、自然エネルギー導入の促進、地域の事業者、住民による省エネそのほかの排出削減の推進、公共交通機関、緑地そのほかの地域環境の整備、改善等についての事項を定めようということを義務付けようとしているわけなんですが、どれほどの内容を求めるのかということによりましてこの規定の意義は大きくなっていますが、いざれにしまくだろうというふうに思いますが、いざれにしましても、ここまで具体的な法律へ明記するというのは、少なくとも最近では大変異例ではないかとういうふうに思つております。

そこで、地方自治あるいは地方分権との関係でどういう議論があつてどういう整理をされたのか、お伺いしておきます。

○政府参考人(南川秀樹君) まずこの実行計画でございますけれども、自治事務ということでございまして、当然ながら今回追加されるものについても自治事務ということで、各地方公共団体の責任で策定していくだくという法的位置付けは変わつております。

ただ、今回私ども、特に内容をいろいろ具体的に掲げました。これにつきましては、これまでも熱心な自治体については様々な計画を作つていただきておりますけれども、やはりより国を直接巻き込まないとできないもの、あるいは事業者を直接巻き込まないとできないものと、対策が多いわけでございます。どちらかといふとこれまで地方公共団体では普及、啓蒙を中心やっていただきましたがけれども、やはりそれを超えてやつていただきたいということであり、かなり具体的な、かなりとくに協力しますし、また逆に国の協力が不十分なときは具体的な協力なり資料の提供を首長さんが求められる事ができるということもしたわけで会をつくつて、環境省などの出先などもそれに一緒に協力をしますし、またその反面でございますれば、まずその計画を作るときには協議会をつくつて、環境省などの出先などもそれと一緒に協力をしますし、また逆に国の協力が不十分なときは具体的な協力なり資料の提供を首長さんが求められる事ができるということもしたわけで

○岡崎トミ子君 既に少なからぬ自治体が地球温暖化対策地域推進計画を策定しているわけなんですが、それでも、今回の拡充はその推進計画の内容と非常に重なることが想定されているわけなんですけれども、この今までやっていること、これよりは超えるということでしょうか、あるいは推進計画のようなもので想定しているんでしょうか。ちょっとここもはつきりしておきたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 既に二十九、推進計画でございますけれども、四十七の県全部、それから特例市については九十六分の二十九の市が作っていたいただいております。それから、更に小さな市町村につきましては千六百九十九分の三十一ということでございます。特例市以上では一三%、それ以下では一%という数字でございます。

内容でございますけれども、やはり情報提供関係が多うございまして、それから例えば環境配慮型事業所の認定とか表彰制度、あるいは環境家計簿の普及とかレジ袋削減キャンペーントか、あるいは環境教育、アイドリングストップとか、そういうものが多うございます。

したがいまして、随分熱心にやっていただいて、県、市町村によっては更に突っ込んだ対策も入れていただいておりますが、私どもとしましては、より目に見える効果のあるものも今回お願ひしたいというふうに考へているところでござります。

○岡崎トミ子君 地元の宮城県、仙台市でもそれぞれ推進計画を持っていてるわけなんですねけれども、それぞれ二〇〇年に九〇年比で県民一人当たり排出量を二・四%削減 市民一人当たりは七%

削減という数値目標が盛り込まれているという状況なんですが、これまでのところ、各自治体の推進計画ではどのような数値目標が盛り込まれているか、足し合わせてどれくらいになりますでしょうか。進捗状況の把握は国としてやっておりますでしょうか。お伺いします。

○政府参考人(南川秀樹君) 自治体の方での努力、様々ございます、多岐にわたっておりますが、基本的に推進計画自身は自主的なものでござります。したがいまして、私ども、拝見は全部しておりますけれども、具体的にその定量的な把握は行っていないというのが現状でございます。特に、自然エネルギーなど把握が難しいものもござりますし、そこまでは至っていないという状況が率直に言いますと現状でございます。

○岡崎トミ子君 様々な自治体は大変努力をしているという状況だと思うんですね。先日、参考人においていただいた名古屋もそうでしたし、東京都も自覚正しいものがあると思っております。

意欲を持った自治体がもっとやろうと思いましても、存分に取り組める状況にあるのか疑問がございます。自治体が思うようになら選定を進めていくためには、十分な権限、財源を持つて必要があるわけなんですが、実際に自治体の選択肢は、既に今あるものの中から選ぶしかない、限られてしまうというふうに思います。例えば、自然エネルギーを活用することは、そのこと自体、効果とともに大変に重要でありますし、拡大するといいうのも大変意義深いけれども、自治体からしてみますと、現実に許容可能なコストで導入できなければ導入に二の足を踏まさるを得ません。

そこで、現実を見てみたいわけなんですが、これまで推進計画によつてどの程度自然エネルギーの導入がされたか、活用が促進されたのか、お伺いします。

○政府参考人(南川秀樹君) これまでの地域計画の中で、多くの自治体が新エネ利用に関する事項の導入を入れていただいております。ただ、

具体的にじやどう進めらるかということについてま
でなかなかききちんとした形での計画には至つてい
ないというが現状かと思います。定量的なこと
につきましては、一部の自治体を除くとなかなか
把握ができないということでございます。

ただ、私ども、太陽光発電とか小水力とか、非
常に是非自治体に頑張っていただきたい部分も多
うござります。これからこの計画を策定をお願い
する中で、環境省としてもその計画作りの中に協
力をして、各省への要求も含めてそれが進むよう
にしていきたいと考えております。

○岡崎トミ子君 協力をしてくださいということ
ではきちんと国も把握しておく必要があるだろう
と思いますが、より根本的には、自然エネルギー
や自然エネルギーを活用するための技術の提供、
事業者に対して国としては、研究開発ですとかあ
るいは価格の抑制のための支援をするとか、積極
的に自治体を財政的に支援するという措置が必要
だというふうに考えておりますが、この財政措置
にする考え方、今の時点でのお考えはいかがでしょ
うか。

○政府参考人(南川秀樹君) 私どもとしまして、
是非可能な範囲での支援はしたいと思っておりま
す。これまで自然エネルギーの普及に熱心な自
治体につきましては、再生可能エネルギーの導入
加速化事業とかあるいはメガワットソーラーと
か、そういった形の支援は行つております。それ
から、技術開発の関係も支援しております。ただ
し、当然ながら小さなパイの中であつております
ので、常に不十分という状況でございます。これか
らも可能な範囲では行つていただきたいと思います。

ただ、これからいろいろ議論の中で思いますが
けれども、何せ私どもとしましては、当面仕組み
をつくつて、そして具体的なニーズというものを
是非自治体から出していただきたい、その上で、
自治体の声も聞きながら様々な措置を検討したい
と考えております。

けなんですが、具体的にはどの程度のことを求め

ているのか、お伺いしたいと思います。

それから、環境省の地球温暖化対策とまちづくりに関する検討会、昨年の三月にまとめられましたけれども、この報告書は大変示唆に富んだものだというふうに思っております。この報告書の成果を自治体が生かすためには、都市計画法の改正、より短期的には特区制度の活用、これも必要とされているのではないかと思ひます。

イントでござります。やはり一度その計画を作りますと、町づくりにつきましては五十年単位で変わらないと変わつていかないという点がございまます。そういう意味では歩いて買物ができるとか、そういったコンパクトシティーという概念もござりますし、地産地消の町づくりとか様々ございます。是非そういった視点を入れていきたいと思います。

それから、意見、要望につきましては、何といふんですか、建前上の意見はいろいろ聞く機関が

○政府参考人(岡誠一君) お答えいたします。
先生御指摘のよう、学校施設の耐震性の確保は非常に重要であります。文部科学省はその推進に取り組んできているところでございます。また、地球温暖化等の環境問題への取組が重要なになっている中、学校施設においても環境を考慮した施設造りが求められていると認識しているところでござります。

○政府参考人(西尾哲茂君) 今お尋ねになつた事
柄、ちょっと幾つかござりますけれども、一つ、
まずは環境教育の方につきましては、私ども学校
エコ改修ということで、先生御指摘のように、エ
コ改修そのものをやっていくということと、それ
からそれを教材にするということをどういうふうに
リンクしてやっていくかということで、十七年
から学校エコ改修という事業をやっておりまし
て、現在十六の地域でモデルとして着手しており
ます。

ば、分権や規制改革あるいは環境省以外の所管の法律の改正なども必要になつてくると思います。何が必要なのかを把握するには、まず自治体の方から、どうせやるんだつたらば、それが必要、これが必要、あれが必要、こういうものについて意

洋をかいでいる人の意見としごものをこれまで以上にくみ上げる努力をしていきたいと考えております。

を図っているところでござります。具体的には、学校施設の改修整備等に併せて断熱化や太陽パネルを設置するなどの場合についても国庫補助の対象としているところでござります。また、エコスクールの整備に際しては、学校、家庭、地域等の参画を導く、競争教育にも活用できる学交施設などを

その中では、今後の技術のことについていきます。そもそも計画を作るときから、地域の建築をやっている方だと、それから地域住民の方だと、TAの方がみんな入っていただいて、どういう工事をしていくと効果的だとかということをやります。そういうモデル事業をやりまして大体軌道に乗ってきて、もう少しごく、そこそここううんこ

[View Details](#)

てはいかがでしょか
○政府参考人(南川秀樹君) 今回の法改正におきまして、先ほど岡崎委員から御指摘もありました

被害はノコトでないまじん三十年の間にナ
九%の確率で地震が起きるという予測がされてい
るという状況でござります。

いずれにしましても、学校の耐震改修が課題に

○岡崎トミ子君 それで、環境省の技術的な支援を強化していただきたいということについてももう伺いしておきたいんですが、現状では地方財政置の強化なども大変必要だというふうに考えてね

改修をやったりする場合のお術的なノウハウとして
うのも各地で蓄積されております。これまた、文
科省ともいろいろ、あるいは関係省庁とも連携い
たしまして、そういう知識が広がっていくということ
を努力いたしたいと思っております。

それから、ささやかではござりますけれども、

をしてもららうんだと、いうことを特記しておるわけでございます。これ自身が実はかなり異例なことだというふうに思います。私どもとしましては、

ですが、この作業のプロセスに保護者や地域住民、生徒らの参加を得て環境教育の場とすることも考えられるのではないかと思います。私ども民主党が岩手県の葛巻町に見学に参りましたところも、

分析、これをしつかりやっていたいと想ひますけれども、必要としている地方自治体に的確にそれを伝える必要もあるだろうと思ひます。

ございますが、これにつきましても、各地の自治体で言わば環境センターあるいは公害センター、昔の、そういうもののがございます。そこでいろいろ研究もしておられます。そういう方々との連携といふことも努力しているところでござります。

たた
具体的には 現状で都市計画法とか特
例、特区について私ども述べる立場にございませ

ありました。その環境教育もすばらしいということで、町に若い人たちが残っているという現状も聞いてまいりました。

たいと思います。
民主党としましては、地方の税財源の抜本的な強化を引き続き目指していくますが、当面の措置としましては、地方財政措置の強化が必要

対する地方の財政措置についてお答えさせていただきたいたいと思います。

てどんどんその地域が変わっていくようにしていただきたいと思います。

ども、文部省もソフト面、それから財政面の支援ができるのではないかと思いますので、文部省にもお伺いしておきたいと思います。

り組むことの意義を考えて、自治体に対して国の財政的な支援強化についてはどういうふうに総務省は取り組んでいくのか、お知らせいただきたいと申

第十一部 環境委員会会議録第十号 平成二十年六月五日 [参議院]

この地球温暖化対策の重要性というのはこれから啓蒙啓発経費は交付税措置をさせていただいております。
そういうようなことを公募したところ、多くの四五十
幾つかの団体が必死に、また新たに自分のところ
での取組を検討し直して努力をされておられる姿
がありまして、私のところにもこういうことを考
えているというようなことを持ってきていただき
てもおります。そういうことに対して、私どもと
しても環境保全対策ということで、例えば計画策
定だとか、それから市民の皆さんへの普及啓発、
啓蒙啓発経費は交付税措置をさせていただいてお

タイプが必要ではないかと思いますが、この点についていかがですか。

○政府参考人(南川秀樹君) まず、インセンティブ、それにつきましてござりますけれども、税制と予算措置とあると思つております。税制につきましては、省エネ設備などへの減税措置ということを講じておりますし、これからも充実をしていきたいと考えております。

それから、予算面につきましては、一部ではございますが、それでも、先進的な設備を先行的に導入するということについての助成も行っておりますし、あとは、自主排出量取引に参加していただけたところにつきましては、効果が大きい事業場を選びまして、三分の一程度を目途に費用効果の高いものを選んで支援を行っております。

新しい地方財政の状況でございますので、まずは、先ほど御指摘もありましたように、安定的な税財源を地方としても確保していくことが喫緊の課題ではないかというふうに考えて、いろいろとござります。

と説明されたような気がしますけれども、是非その御努力を更にお願いしたいと、ここでは時間がないのでそれしか言えないんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

さて今回、二十二条の五で事業者に對して、温室効果ガスの排出削減等に資する設備を選びなさ

い、そして排出量が少ない方法でこういった設備を使うように努力をしなさいということを求めているわけなんですね。大変結構なんですねけれども、これも実効性だと思いますね。どう考えるのか。指針を設けるということですけれども、それで足りるのかどうか。消費者の皆さんたちが商品を選ぶ際に、その商品に関する温室効果ガスについての情報を得られるということが大事です。し、前提として消費者や事業者自身の意識を喚起すること自体、大変に有効だと思いますけれども、事業者の選択を促すような何らかのインセン

○政府参考人(南川秀樹君) まず、インセンティティブ、それにつきましてはござりますけれども、税制と予算措置とあると思つております。税制につきましては、省エネ設備などへの減税措置ということを講じておりますし、これからも充実をしていきたいと考えております。

それから、予算面につきましては、一部ではござりますけれども、先進的な設備を先行的に導入するということについての助成も行つておりますし、あとは、自主排出量取引に参加していただけたところにつきましては、効果が大きい事業場を選びまして、三分の一程度を日途に費用効果の高いものを選んで支援を行つております。

それから、企業が使つていただけるような研究開発についても、それを実施して、その成果を公表するということを行つてあるところでござります。

○岡崎トミ子君 消費者の皆さんに対する情報提供ということなんですねけれども、例えばライフサイクルコストあるいはライフサイクルエミッショングという、この排出量についての情報も必要だと思うふうに思うんですね。原材料を集め、あるいは移送する、そして組み立てる、使う、廃棄する、そのトータルでどのぐらいCO₂が出てしますうのかについての情報も必要だというふうに思いました。

この点について、事業者が自身が消費者に情報の入手が可能なようになります、これも必要だと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(南川秀樹君) 岡崎委員御指摘のことは、まさしく私ども、今回の二十条の六の第二項でそういったことを是非実現したいと考えております。ただ、順序がございまして、やはり当面分かりやすいところ、効果が期待できるところからやつていって、順次充実をしたいと考えております。

用に際してガスの排出量について把握がしやすくなる。また、サービスの役務の問題がございまして、機械を一時間使えばどれだけCO₂が出るのかとか、使い方によつてどれだけ出方が変わるとか、そういったことがまず中心にならうと思つております。その上でライフサイクル全体の問題に広げていきたいと思います。

例えばクリーニングとか宅配便を考えますと、様々な努力を今されております。宅配便も、末端ではリヤカーを使うような努力もござりますし、クリーニングも、熱の削減プラス、背広なんかとかワイシャツでもそうですが、一々二二二ル袋に入れるのを最近やめるとか、それからハンガーを出しても、ハンガーで洗い終わつたものを返してもらつて、そのハンガーを十個持つていく

とごみ袋に替えてくれるとか、そういうサービスもござりますので、そういうことが分かるようなものを見つけていただきたいと思います。

○岡崎トミ子君　 いずれにしましても、その指針を設けるということでありますけれども、その指針についてもしっかりとチェックをしていきたい

金に少しでも多く貢献するためには、何よりも大事なのは、資源を無駄なく使うことです。つまり、それだけで事足りるのかということですからね。排出抑制などその指針をしっかりと作っていく、そして価格によるインセンティブが大きい、結局のところは環境税の導入というのが必要ではないかというふうに思っておりますし、

めいしょあつとも思ひます。基づいて、環境税の点について大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(鴨下一郎君) かねてから私も申し上げていますけれども、環境税は炭素に価格を付けること、こういうようなことについては大変意義が深いというふうに思っております。

市場メカニズムを通じまして低炭素社会を実現

すると、こういふようなことにおいては極めて重要な政策手段だと、こういふに考えており、環境省としても、これまでも、広く化石燃料に課税して、事業者や消費者といった幅広い主体に対して、排出を抑制することがインセンティブになるような、こういふ環境税の創設を要望してきたところでござります。

神戸で開催されたG-8環境大臣会合においても、市場メカニズムを活用した手法については、一層の排出削減を進める上で効果的かつ有効な手法との認識が共有されたところでございます。

地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、あるいは国民経済や産業の国際競争力に与える影響、それから諸外国における取組の現状などを踏まえまして、更に総合的な検討を進めていきたいと思っておりますが、環境省としては、あるいは私としては、その意義について引き続き訴えてまいりたいと考えております。

○岡崎トミ子君　総理が海外に行かれましたときには、温暖化の問題でいろいろ発言をされますけれども、なかなかそれが官邸サイドあるいは外務省と一緒に、環境省とはなかなか別なところでというふとでありますて、大臣がいろいろと発言されたことについての確認は前にもお伺いしたことなどがございますが、今回総理がマルケル首相とお会いになつていろいろと発言をされておりますけれども、そうした会談の際の発言の趣旨というのについては、鴨下大臣は確認をされているんでしょうか。

○國務大臣(鴨下一郎君)　確認をしているところもありますし、総理が発言をなさつたということについては、我々は後でフォローすることもござりますけれども、基本的には、内容についてはすべて報告を受けつつ、しっかりとフォローはさせていただいております。

○岡崎トミ子君　済みません、その中期目標についてはいかがですか。

○國務大臣(鴨下一郎君)　中期目標については、

もあるようでありますけれども、これ国際交渉の中であれぞ慎重に戦略的に考えたいという趣旨のことであるというふうに私は理解しております。

○岡崎トミ子君 そこが、これから二〇五〇年よりも非常に注目されることです、世界の方でもそのことを日本に求めていくのだろうというふうに思っておりますので、その点について鴨下大臣のまたリーダーシップもよろしくお願ひしたいと思います。

排出量の取引制度について、企業にとりましてもこれは予測可能性が必要でありますし、はつきりとした指針、方針を打ち出すべきではないかとの関係者に納得が得られる、公平で実効性がある、その仕組みづくりに力を入れていくべきだと思います。この排出量の取引制度について、企業にとりましてもこれは予測可能性が必要でありますし、はつきりとした指針、方針を打ち出すべきではないかとの関係者に納得が得られる、公平で実効性がある、その仕組みづくりに力を入れていくべきだと思います。

○岡崎トミ子君 そこが、これから二〇五〇年よりも非常に注目されることです、世界の方でも

いただいておりまして、そして、今般、その制度のオプション、これは四つのオプションを含めた中でありますけれども、それはお伺いをいたいたわざであります。各方面から幅広い意見を聴取して、そして排出量取引についての言わば国民的な意識を高めていただきたいと、こういうふうに考えておりますが、多様な利害関係がありますので、その関係の信頼関係をしっかりとくることが大事だというふうに思います。そのためには、様々な課題があることも率直に認めて、懸念される点について列挙をして、それにつけること、それが大事だというふうに思います。そのためには、様々な課題があることも率直に認めて、懸念される点について列挙をして、それにつけることが大事だというふうに思います。そのためには、様々な課題があることを感じてまいりました。

今回の環境省が提示しましたたたき台、それは

この排出量取引制度の議論に資するものとなつて

いるのかどうなのか、その点についても大臣にお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(鴨下一郎君) 今先生お話しのよう

に、各ステークホルダーそれぞれいろんな考え方

がござります。ただ、我々としては、これも国内

の排出量取引制度CO₂削減というようなこと

においては極めて有効な政策手法だというふうに

認識しております。

既に御存じのように、国内排出量取引制度検討会、これ本年の初頭より開催しまして、具体的な制度設計の在り方について掘り下げた検討を行い

まして、これには様々な分野の方々も参加してい

て、重要な提供について今度の温対法で規定されておりまして、重要な質問と実は同じ質問から始めようと思つております。政府としてどのように今後進めていかれるおつもりかということと事業者に何を期待をするのかということを実はお伺いをしますので、国際的な動向も踏まえて、我が国

の実情に合った国内排出量取引制度、具体的な制度設計について検討を加速していきたいと、こういうふうに考えております。

○岡崎トミ子君 数十秒残っているだろうと思いま

ますが、国内対策を中心とすることの必要性、こ

れも再確認をして、終わりたいと思います。

○國務大臣(鴨下一郎君) 国内対策は、もう何度

も申し上げていますけれども、我が国が世界の先

例になる低炭素社会への転換、これを進めて、国

際社会を先導するために、まずは自らが率先して

京都議定書に掲げる6%削減、これを確実に達成

することが不可欠だろうというふうに考えており

ます。

改正京都議定書目標達成計画におきましても、

国内対策を中心として七十ぐらいの対策を盛り込

んでいるところでございまして、是非、適宜適切

に計画の進捗、こういうようなことをチェックし

つつ、しっかりと点検を行ひ、場合によつては機

動的な見直しをし、なおかつ新たな手法も導入す

ると、こういうようなことを迅速にするべきだと

いうふうに思います。

○岡崎トミ子君 ありがとうございました。

○川口順子君 おはようございます。鴨下大臣を

始め皆様には日ごろから大変にお疲れさまでござ

ります。

まず質問を、私は岡崎トミ子委員が今なさつた

ただいておりまして、そして、今般、その制度の

オプション、これは四つのオプションを含めた中

間取りまとめを公表しました。

この中間取りまとめにつきまして、検討会にお

いだいた業界を含めた様々な立場の委員から意見を

いただいたわざでありますけれども、それを一つ

のきっかけに、今、東京を皮切りに全国で公開ヒ

アリングを始めたところでございます。各方面か

ら幅広い意見を聴取して、そして排出量取引につ

いての言わば国民的な意識を高めていただきたいと、

こういうふうに考えているところであります。

特に先生おっしゃるようにこれからサミットもござ

りますので、国際的な動向も踏まえて、我が国

の実情に合った国内排出量取引制度、具体的な制

度設計について検討を加速していきたいと、こう

いうふうに考えております。

○岡崎トミ子君 こういうふうに考えているところでありまして、

特に先生おっしゃるようにこれからサミットもござ

りますので、国際的な動向も踏まえて、我が国

の実情に合った国内排出量取引制度、具体的な制

度設計について検討を加速していきたいと、こう

いうふうに考えております。

この中間取りまとめにつきまして、検討会にお

いだいた業界を含めた様々な立場の委員から意見を

いただいたわざでありますけれども、それを一つ

のきっかけに、今、東京を皮切りに全国で公開ヒ

アリングを始めたところでございます。各方面か

ら幅広い意見を聴取して、そして排出量取引につ

いての言わば国民的な意識を高めていただきたいと、

こういうふうに考えております。

特に先生おっしゃるようにこれからサミットもござ

りますので、国際的な動向も踏まえて、我が国

の実情に合った国内排出量取引制度、具体的な制

度設計について検討を加速していきたいと、こう

いうふうに考えております。

○岡崎トミ子君 こういうふうに考えております。

特に先生おっしゃるようにこれからサミットもござ

りますので、国際的な動向も踏まえて、我が国

の実情に合った国内排出量取引制度、具体的な制

度設計について検討を加速していきたいと、こう

いうふうに考えております。

この中間取りまとめにつきまして、検討会にお

いだいた業界を含めた様々な立場の委員から意見を

いただいたわざでありますけれども、それを一つ

のきっかけに、今、東京を皮切りに全国で公開ヒ

アリングを始めたところでございます。各方面か

ら幅広い意見を聴取して、そして排出量取引につ

いての言わば国民的な意識を高めていただきたいと、

こういうふうに考えております。

特に先生おっしゃるようにこれからサミットもござ

りますので、国際的な動向も踏まえて、我が国

の実情に合った国内排出量取引制度、具体的な制

度設計について検討を加速していきたいと、こう

いうふうに考えております。

この中間取りまとめにつきまして、検討会にお

いだいた業界を含めた様々な立場の委員から意見を

いただいたわざでありますけれども、それを一つ

のきっかけに、今、東京を皮切りに全国で公開ヒ

アリングを始めたところでございます。各方面か

ら幅広い意見を聴取して、そして排出量取引につ

いての言わば国民的な意識を高めていただきたいと、

こういうふうに考えております。

この中間取りまとめにつきまして、検討会にお

いだいた業界を含めた様々な立場の委員から意見を

いただいたわざでありますけれども、それを一つ

のきっかけに、今、東京を皮切りに全国で公開ヒ

アリング

不可欠と、こういうような認識でござります。

これにつきましては、今後とも太陽光発電の導入について関係省庁ともしっかりと連携をして、更なる導入促進に向けて積極的に取り組んでいくことが重要だらうというふうな認識でござります。

○大臣政務官(荻原健司君) 太陽光発電について
はかつては非常に高価なものでした、これもう先
生よく御存じだと思いますけれども。そういうこ
とでなかなか普及が進まなかつたと。やはり、そ
の普及させるために我々は補助金をこれまで用意
をしていましたわけですが、平成六年から平成
十七年度までの十二年間、予算総額で一千三百二
十二億円を投入してまいりました。

はり、現在は総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会で太陽光発電を始めといたします新エネルギー対策の抜本的強化に向けて御審議をいただきたいと思っております。

CO_2 の削減をしたりあるいは CO_2 を出さない発電をしたりということですが、そういうふたものを購入して相殺あるいは減殺をするという制度でもあるわけです。

○大臣政務官（荻原健司君） も、それについては御存じでいらっしゃいますか。

○川口順子君 大臣からは積極的に取り組むといふことで、また荻原政務官からは今、新エネ部会で抜本的な強化策を検討しているということです。ざいましたけれども、需要サイドから見れば、光発電の普及というのは新エネの普及という意味で重要ですし、同時にこれは日本の産業の国際競争力の問題でもありますし、非常に重要なテーマだと思います。是非、両省連携をきちんとしていただいて、この補助金について復活をさせていただけます。

きたいというお願いを申し上げておきます。
それで、先ほど二百三十万円に値段が下がった
ということで、これは普及してくればもっと下が
ることになると思うんですが、今の段階ですと、
これを個人が導人をしたときに電力会社に売電を
するということで、まあ言つてみれば元を取る
ということには二十年以上掛かってしまうんですね。
とても長い期間が掛かりますので、これに投
資を何も支援措置がない下でやつていくということにな
る非常に勇気のある投資をするということになる
かと思いまます。

今カーボンオフセットの動きが進んでいるわけ
でして、これは光発電との関係では非常に重要な

は終了しております。
しかしながら、その補助事業が今完全になくなつたというわけではないんですけれども、まず先生よく御存じのR.P.S法、電気事業者が新工エネルギーで一定の割合を電力を生み出さなきやいけない、こういうところに補助事業を行つておりますし、またあるいは産業や公共用の助成制度、こういうところにもやつております。
いずれにしても、助成制度が復活、どう考えるかということなんですがざいますけれども、まずや

動きだと思いますけれども、私はこのカーボンオフセットの中でも個人が屋根に乗せている太陽光発電装置に対する経済的な支援をつくり出せるのではないかというふうに思っておりますので、この点について質問をさせていただきたいと思います。

それで、これは経産省の事務方にお伺いをいたしましたけれども、グリーン電力証書やそれからカーボンオフセットについて、五月二十六日に夏の省エネ対策会議というのが開かれてそこで取り上げられたというふうに理解をしておりますけれども、太陽光発電を進めていらっしゃる方々の、要するに個人で進めている人たちですね、その団体がかねてからP.V.グリーンという名前で太陽光の発電を証書化するという仕組みをつくってその証書を販売しているということなんですねけれども

どの発行については計量法の検定済みの電力量計による発電量の正確な把握が求められているということなんだそうです。それで、これは一面、オフセットする証書あるいはグリーン電力証書、これの信憑性というか信頼性という意味で大事であるということなんですが、問題は、この計量法検定付きの電力量計がこれまで個人の方が設置をしていらっしゃった太陽光発電システムにあらかじめ組み込まれていないということなんですね。それで、四十万人が既に屋根に乗っついている

ということとして、事後的に別途その電力量計を付けると約三万円掛かってしまうということで、個人にしてみたら結構これは大変大きな金額で、そう容易にじや付けましようということにならないという出費であると思います。

そういうことがあるので、せっかくそのオフセットの制度があるて、グリーン電力証書がこれから進もうというときにそれが障害になつて進まないということがあるということとして、それから新しいその商品について、そういう電力計がシステムとして組み込まれたものがじやもうすぐ出回るような状況になつているかというと、それもそうではないということなんだそうです。これでは本当にしばらく動かなくなつてしまふんじやないかという危惧が私にござります。

そこで、提案を申し上げたいんですけども、新規に売られる太陽光発電システムのほぼ全数が計量法の検定付きの電力計、これをあらかじめ組み込んでいるという状況になるまで、この計量法検定のない、まあ簡単なのは当初から今現在は付いているわけですが、それによることで差し支えないというようなことにできないだろうか。言い換えますと、しばらく猶予、そういう機械が出回るまで猶予をするということにならないだろうかということでお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(荻原健司君) 今先生お話しのグリーン電力証書またグリーン電力、この普及拡大に当たっては、今もう既に先生お話をありますけれども、しっかりと正確に測れるというところがやっぱり肝なのかなと。あるいは何か不正がないか、公平性とか透明性、これをどういうふうにして高めていくかということがやはり将来のグリーン電力量計を使用するということにはなつてございます。

いずれにしましても、経済産業省といたしまし

ては、やはりその実態というのがあると思うんで付けると約三万円掛かってしまうということで、個人にしてみたら結構これは大変大きな金額で、そう容易にじや付けましようということにならないといふふうに思っています。

○川口順子君 という御答弁になるだろうなどは思つておりますけれども、問題は、そのオフセット、これは一万円なんですね、年間一万円程度の電力証書なんですね。

オフセットを進めるための、これはまあ繰り返し言いませんけれども、非常に温暖化対策としては個人にかかる部分で非常に大事な役割を果たす。もちろん企業もありますけれども、意識を変えていく、そこに個人が参加をするということを促進をすると、いうことですから、すべてに、大きなメガソーラーが発電をするときの信頼性と一万円程度のオフセットをするのに同じ信頼性が必要かどうかといふことは、私は一つ大きな問題なんだろうと思つてゐるんですね。

これは個人が加われるような状況にしておく、個人が買つたり売つたりそこでできるということが重要なので、すべて、全数を全部同じ、一人の個人と資本金が何百億の会社と同じ扱いにしなさいというふうに考へるというのは私はいかがなものかといふうに思つておりますので、パブコメでいろいろな御意見が恐らく出てくるんだろうと思ひますけれども、是非そこを、その点をお考へいただいて、その方針を貫かれるということでしたら御再考いただきたいというお願いをさせていただきます。

もし何か御感想があれば。

○大臣政務官(荻原健司君) 法の運用ということについて、その在り方を、それも含めて検討しますけれども、この研究会で、今、私が今まで質問をいたしました、個人が太陽発電装置を屋根に乗せて発電した電力をグリーン電力証書化するということについて、その在り方を、それも含めて検討していらっしゃるかどうかというのをお伺いをいたいと思います。

それで、済みません、一遍にやつちやいますけれども、もし仮に入つてあるとして、個人の住宅の零細なシステムから生み出す少量のクレジット、これについてどのように考へていらっしゃるのか、どういうふうにあるいは今後検討なさるおつもりかということをお聞かせいただけれども幸いです。

○政府参考人(南川委樹君) 私ども、二月にカーボンオフセットの在り方についての指針をまとめ

ギー経済研究所のような第三者機関、財団法人日本エネルギー研究所の第三者認証機関とも緊密に連携を取りながら、グリーン電力証書制度が円滑に運用されるように周知をしっかりとしていきたいと

いうふうに思つております。

○川口順子君 ありがとうございます。

是非実態を見ていただいて、それからオフセットを進めることで、光発電の普及を促進する観点、個人の意識を変える観点、それからコストですね、小さいものでも同じことをやるというんでは、コストが本当に掛かつていつてしまつますので、そういうことを考えていただいて対応をしていきたいというお願いをいたしておきます。

それで、環境省にお伺いをいたしたいと思います。

環境省でVERの研究会というのを開いているというふうに私は聞いていますけれども、これがカーボンオフセットなどで取引をされるクレジットにかかること、今政務官もおっしゃった第三者機関の在り方とかそういうことも含めて、あるいは取引ルールとかそういうことも含めて検討しているというふうに承知をいたしておりますけれども、この研究会で、今、私が今まで質問をいたしました、個人が太陽発電装置を屋根に乗せて発電を経た排出削減としての価値を担保する必要があるだろうと。

ただし、逆に市場を通さないと、そういうところに入れておりません。もう少し一般的なことで検討しておりますけれども、状況でございますけれども、基本的には、グリーン電力証書がVERとして市場を通して流通して、市場の中で値段が決まって金銭をもつて取引されるというようなものであれば、これについては第三者機関による検証を経た排出削減としての価値を担保する必要があるだろうと。

ただし、逆に市場を通さないと、そういうところで値段が決まってこなくて、比較的小規模な中で、限られたエリアの中で行われるようなカーボンオフセットの取組に用いられるということであれば、第三者機関による検証を簡易に行うということも考えられるというのが現状でございます。

御指摘のような個人がどうかというところまで、次回、そういうことも委員会の方に相談をしてみたいというふうに考えていろいろなところでござります。

○川口順子君 是非、個人が活動をすることが、

ましたが、その際にやはりVERの認証というものをどうするのかということが非常に大事だということをございました。

したがいまして、三月からカーボンオフセットのVERの認証基準に関する検討会を設置しまして、オフセットに用いることができる排出削減・吸収量としてのVERの在り方について検討をしております。年内に中間まとめをしたいと思っております。

○川口順子君 ありがとうございます。

個人の意識を変える観点、それからコストですね、小さいものでも同じことをやるというんでは、コストが本当に掛かつていつてしまつますので、そういうことを考えていただいて対応をしていきたいというお願いをいたしておきます。

それで、これまでの検討状況でございますけれども、個人がどうかというところまで実は余り視野に入れておりません。もう少し一般的なことでござります。これにつきまして、現在行つていま

すのは、換算係数の在り方とかあるいは認証機関、管理の在り方、そういうことをございます。

その中で、当然ながらございますけれども、グリーン電力証書についても検討の重要な事項でございます。これにつきまして、現在行つていま

すのは、換算係数の在り方とかあるいは認証機

いただいて、環境省のその研究会の検討についても、それから経産省においても考えていただきたいと思つております。個人であればもつと簡易な認証というのを考えるべきではないかというのが私の立場でございます。

それで、ちょっと質問といいますかテーマを変えたいと思います。

先ほど岡崎委員から御質問ございましたけれども、排出量取引について少し議論をさせていただきたいたいというふうに思つております。

炭素に価格を付けるということが大事だというふうに私は思つております。炭素に価格が付くからこそ、例えばカーボンオフセットという取組も広まるし、ほかのことも、市場メカニズムも働くということになるんだと私は思います。先ほど鴨下大臣が引用なさつていらっしゃいましたG-8の環境大臣会合、この議長総括においても、排出量取引あるいは環境税といった経済的な手法は、炭素に価格を付け、排出削減を進めるに有効な手法であるというふうにされているわけでございますけれども、私は、炭素に価格を付けるということは、削減に努力した人間が評価をされて、それからそうでない、努力をしなかつた人間が評価をされない社会、これは私は低炭素社会の根本だと思いますけれども、それを、低炭素社会を構築する上で最も基本的な基盤である、炭素に価格を付けるということですね。と思いますけれども、炭素に価格を付けるということにつきまして、どのような意味をそこに見出していらっしゃるか、ちょっと抽象的な質問で恐縮でございますけれども、を大臣と政務官にお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(鴨下一郎君) 地球温暖化対策全体の中では、私たちはもはやCO₂を含めた温室効果ガスを大気中に排出するということそのものにコストがかかるんだというような認識は共有されつてありますけれども、そういう中で、先生おっしゃるように、これから我々は、国内排出量取引の導入も含めて炭素に価格を付けていくと

いうことは非常に意義があるというふうに考えております。

国内排出量取引制度検討会の中間まとめの中に書かれておりますけれども、「炭素への価格付けを通じた取組促進・社会全体のコストの低減」と、こういうような項目の中に、炭素の排出に価格を付与されることにより、費用対効果の高い対策技術の導入を始めとする排出削減行動を行いうんセンティップが働くと、こういうようなことが大きなことです。これにより、排出削減に要する社会全体としてのコストを低減させることができると、また長期間にわたる目標を適切に設定することにより技術開発を促進することも期待されるなど、こういうようなことを書いてあるわけでありますけれども。

加えまして、この京都議定書の第一約束期間のマイナス6%も大変我々にとっては最大の努力を要することになりますが、加えて、これから二〇五〇年までに向けて低炭素社会を実現するということでありますから、そういうときに経済的な言わば手法をしっかりと日本の経済そのものに組み込んでいくというようなことが削減努力そのものの根本だと思いますけれども、それを、低炭素社会を構築する上で最も基本的な基盤である、炭素に価格を付けるということですね。と思いますけれども、炭素に価格を付けるということにつきまして、どのような意味をそこに見出していらっしゃるか、ちょっと抽象的な質問で恐縮でございます。

○大臣政務官(荻原健司君) 私ども経済産業省も

政府の一員として、環境省と同じようにやはり地球温暖化対策というのは一生懸命取り組んでいるところでございます。

そこで、炭素に価格を付けることについての意味があるかということなんだと思いますけれども、やはりそれによりまして、例えば企業がその

るコストというものを意識するようになれば、他の例え省エネ対策等で掛かっているコストと比較をしながらどういう対策が一番有効であるかという、そういう意味では非常に有効で期待をされているものだと思います。

ただし、これは、そういう市場というものがやはり適正に機能すればということだと思います。

やはりいろんな懸念の声もあります。その市場が適正に機能しない場合にはどうなってしまうのか、大丈夫なのかということだと思いますので、先ほど鴨下環境大臣の方からも御答弁ありましたけれども、やはり費用対効果、かつ先生がおっしゃられました努力した人はきちんと報われるなど、こういう仕組みをきちんとつくっていく必要があると思っておりますし、炭素に価格を付けるかどうかということだけにとらわれずに、幅広い観点から総合的に検討しなければいけない課題だと思います。

○川口順子君 価格の持つ意味について、鴨下大臣とも、それから荻原政務官とも理解を共通にすることはできて大変に良かったというふうに思いました。

もはや炭素といいますか温暖化ガスを自由に排出することができるまさに産業革命以降の考え方を構築する上で最も基本的な基盤である、炭素に価格を付けるということですね。と思いますけれども、炭素に価格を付けるということにつきまして、どのようないい意味を共有されるということが重要だううというふうに思います。

そこで、先ほど荻原政務官が、市場が適切に機能をしているというふうに言われました。私もそ

れは大事な点だというふうに思つております。それで、それがどうやつたらできるのかというふうに考えていいのかどうかということに関連しております。

それで、先ほど荻原政務官が、市場が適切に機能をしているというふうに言われました。私もそれは大きな点だというふうに思つております。それで、それがどうやつたらできるのかというふうに考えていいのかどうかということに関連しております。

そこで、炭素に価格を付けることについての意味があるかということなんだと思いますけれども、やはりそれによりまして、例えば企業がその

全部ではありませんが幾つか、それからあとは豪州とかそれからノルウェーも入っていますけれども、ICAPという、これはインター・ナショナル・カーボン・アクション・パートナーシップというグループですけれども、ここで国際的な排出量取引の枠組みづくりについて議論を今既にいたしています。

それで、これは政府及び州政府、地方公共団体の入れる場ということであるわけですが、これども、ここで、今、東京都は正式なメンバーになるべく手続中であるというふうに理解をしていますけれども、オブザーバーでしかないということも聞いております。

それで、実はなぜオブザーバーなのかといっことなんですけれども、これは調べてみますと、これは二つ要件があつて、総量削減に対し義務的制度を有している又はその導入を目指すことを明確にしている国や地方政府ということではないと入らないということですけれども、これはオブザーバーでしかないと、これが二つ要件があつて、総量削減に対し義務的制度を有している又はその導入を目指すことを明確にしている国や地方政府ということではないと入らないということですけれども、これをその国あるいは地方公共団体の首長さんがアンダウスをするということが条件のようなので、我が国はまだそれをしていません。

そこで、実は質問という形で提示をしていませんでしたので、答える方を私の方で申し上げます

けれども、オブザーバーだとどういう困ったこと

があるのかということなんですか、これは

国際会議でいろいろ皆さん御案内だと思いますけれども、裏でたくさん会合がある、正式なメンバードでないと参加できない会合がたくさんあるわ

けで、現にICAPの場でもそういうふうになつ

ている。日本の知らないところで排出量取引、適

切な排出量取引の市場が必要だとおっしゃつた、

その取引の市場の国際的なリンクの話が話し合わ

れて、日本はそこに参加できない、あるいはその

お仕着せの、これを日本は受け取つてくださいと

言わせて受け取らざるを得ないということになり

かねない。

私は、日本が確保すべき点というのは非常に大きくなっています。

事なことがあると思うんですね。例えば原単位でやるということが大事だと。私はこれはとても重要な考え方だと思いますけれども、そういうことを正式メンバーとしても主張できない。それから、細かになりますけれども、例えば電力をどのようない方法で測るか、直接排出か間接排出か、日本は間接排出と言っていますが、ほかの国は直接排出と言っている。そういう大事な問題に日本が正式メンバーとして議論できない状況で決まつていているというふうになるわけでございます。私はこれは大きな問題であると思つておりますけれども、鴨下大臣に、もし、質問という形では申し上げておりませんでしたので、よろしければそういったことについてのお考えを伺わせていただきたいですし、もしも可能ならば結構ですが、でなければ事務方でも結構ですが、荻原政務官にも、もし御感想が何かあれば、なければ結構ですけれども、お伺いをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

しゃつた例えれば過去の努力、ベンチマーク、こういうようなものをどういうふうに位置付けるのか、こういうようなことも含めて国策にならうよな、こういうようなことをしっかりとビルドインしていくというようなことは重要なことだらうというふうに思つております。

他方、場合によつて、もう既に国際ルールができ上がつた後に、我々がただそのルールに従つて参画していくというようなことは、これはもう相手のルールの中に唯々諾々と入つていくと、こういうようなことにもなるわけありますから、是非そういう意味で、いよいよその状況は煮詰まつてきてるわけでありますので、我々としては何としても国内的な合意をつくつて、そして積極的に参加をしていきたいと、こういうようなことを強く考へてゐるところござります。

○政府参考人(伊藤元君) お答え申し上げます。

まず、ICAPについてでございますけれども、これは基本的にEUが主導する形で行われてゐる非公式な枠組みでございます。したがいまして、先ほど川口先生から御指摘ありました通り、総量キャップを入れるというEU型のものを入れたのが基本的なメンバー・シップになつておりますて、今環境大臣から御指摘のございましたわゆるベンチマークに基づいたような排出権取引制度、例えばこれカナダにおいてはこれを一つの基本的考え方として進めてるわけですねけれども、参加する資格がないあるいは参加しても仕方がないということでカナダはメンバーに加わつてないという状況でございます。

それから、アメリカの各州でございますけれども、御承知のとおりアメリカの各州には条約制定権というのをございませんんで、国際的な枠組みづくりについては、やはりアメリカの連邦政府がどういう形で加わつていくかということが重要であると認識をしております。

それから、現に機能しておる排出量取引制度としては、まさに日本が積極的に参加をしておりまつす京都メカニズムというのが動いておりまして、

これについての詳細なルールマークということについては、国連の下でのCDM理事会を通じて大変積極的に行われております。そこには日本政府も積極的に参画をしているところでございます。

○川口順子君 国際交渉、温暖化についての国際交渉というのは、私は複数のトラックで行われているというふうに思います。

日本政府が非常に積極的な役割を果たしているらっしゃるAPPというのもその一つで、私はこれを非常に評価しておりますけれども、同時にICAPもまたその一つ。おっしゃった枠組条約に基づく場とかもういろいろありますけれども、すべてが大事でそれぞれのところで国益を言つていかなければいけない。国際交渉というのは、基本的に世界のためにいこうとをやるということですけれども、国益の反映なしにはあり得ないというのが国際交渉であると私はまた思っております。

原単位を中心にして、なおかつ私は、ICAPと整合性の考え方と、整合性のあるような枠組みと、いうのはつくれると個人的には思つておりますし、全体としての世界の場で日本の発言をするということが重要だというふうに認識をいたしております。

いずれにしても、この排出量取引については、どのような日本に適した形があるかということについての議論はきちんとやつていかなければいけません。これは非常に重要なことだと思いますが、同時に、日本が知らないところで、あるいは日本が決めたときに見てみたら、日本の決めたことは世の中で、世界で受け入れられないような状況になる、そういうようなことにならないようには政府としてリードをしていくいただきたいということを、これも要望したいと思います。

それから、時間、大分減ってきましたけれども、ちょっと違いました質問をさせていただきたいと思います。

院、それについての削減状況を伺いたいと思います。

学校ということは、大学まで含めて、これは工コ、まさに教育、自分が行動計画を作つてそこに取り組んでやつていくということが教育の一環でありますですから、しかも若い人たちが自分たちの将来起ることについて手ずから加わつて変えていくことができるという意味で非常に大きな役割を果たすと思いますので、これは私は前に予算委員会の場でお伺いをいたしましたら、そのときに伊吹大臣から御答弁をいただきまして、そこで、ちょっとと今紙が見付かりませんが、のお話では、学校ではまだ削減量を十分に把握していないんだというお話をあって、いささかびっくりした記憶がありますが、その後しばらく、一年ぐらいたつておりますので、当然に進んでいるというふうに理解をいたしておりますけれども、そこについてお伺いをしたいと思います。

それから、病院についても熱と電力を使うということで削減の効果が大きいと思いますので、病院についてその後どのような動きになつていいのか、削減しているか、伺わせていただきたいと思います。どちらからでも結構です。

○政府参考人(合田隆史君) 国公私立大学、学校の実行計画、自主行動計画の策定状況についてのお尋ねでございますけれども、まず国立学校につきましては、平成十九年四月時点をございますけれども、これは附属学校も含めまして国立大学法人が八十七ござりますけれども、その中で三十七法人で実行計画を策定済みでございます。この把握しております範囲でございますけれども、国立大学法人の平均排出量、年間約一・九万トンで約〇・二でございまして、削減目標値は対前年比で約一・一%減という状況になつてございます。

それから、公立学校につきましては、設置者、それぞれの公立学校の設置をいたしております地方公共団体等が策定する実行計画の中で定めるところになつておりますけれども、この地方公

共団体の策定状況につきましては、現在、環境省におきまして調査中でございまして、間もなく調査結果がまとまるものというふうに伺っております。

それから、私立学校に関しましては、平成十九年の十月に、これは全私学連合という、幼稚園から大学までの私学団体幾つかござりますけれども、それらが加盟をしております私学団体の連合体でございますが、この全私学連合におきまして自主行動計画が策定をされております。この計画におきましては、CO₂排出量の実績値、これは私学全体でございますが、約三百三十万トンでございまして、削減目標はO₂、平成十八年度でございまして、削減目標は二十年度から二十四年度の間ににおいて毎年度対前年比で1%減ということとされております。

私もどもいたしましては、国立大学法人に対しましてその後いろいろ通知の発出でございますとか関係の会議での周知をいたしております。また、公立学校につきましては都道府県教育委員会に対しまして地方公共団体の実行計画の策定等に協力するようお願いをしております。また、全国私学連合の自主行動計画につきましては関係審議会において確認をするなどの取組を行つておりますけれども、今後とも、これらの取組、一層充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○政府参考人(木倉敬之君) 病院関係についてお答え申し上げます。

病院のCO₂対策につきましては、日本医師会及び病院関係団体が検討委員会、私立病院における地球温暖化対策自主行動計画策定プロジェクト委員会というものを立ち上げておりまして、この中で検討が進められまして、本年三月にはほぼこの目標設定は報告書としてまとまつたところでござります。現在、この報告書、最終的に微調整が行われておりますけれども、間もなく策定を完了するということで、自主行動計画の策定がなされるというふうに伺っております。

このプロジェクト委員会の報告書によります

と、二〇〇六年度での全国の私立病院の温室効果ガス、CO₂の排出量は約八百十七万トンというところでございまして、対前年度比で1~8%の減少を見えておるところでございますけれども、今後少を見ておるところでございますけれども、今後も、それらが加盟をしております私学団体の連合体でございますが、この全私学連合におきまして自主行動計画が策定をされております。この計画におきましては、CO₂排出量の実績値、これは私学全体でございますが、約三百三十万トンでございまして、削減目標はO₂、平成十八年度でございまして、削減目標は二十年度から二十四年度の間ににおいて毎年度対前年比で1%減ということとされております。

私もどもいたしましては、国立大学法人に対しましてその後いろいろ通知の発出でございますとか関係の会議での周知をいたしております。また、公立学校につきましては都道府県教育委員会に対しまして地方公共団体の実行計画の策定等に協力するようお願いをしております。また、全国私学連合の自主行動計画につきましては関係審議会において確認をするなどの取組を行つておりますけれども、今後とも、これらの取組、一層充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○川口順子君 自主行動計画がありませんとか把握をしていませんという御答弁をいたいた一年前の予算委員会から比べると、行動計画ができると、ということは大きな進歩であるというふうに思いました。

○川口順子君 自主行動計画がありませんとか把握をしていませんという御答弁をいたいた一年の予算委員会から比べると、行動計画ができると、ということは大きな進歩であるというふうに思いました。

○国務大臣(鴨下一郎君) 我が国の昨年五月のクールアース50及び本年一月のクールアース推進構想、これにおきまして世界全体の排出量を二〇五〇年までに半減という長期目標と、今後十年から二十年で排出量をピークアウトをさせると、こういうようなことを打ち出しているわけであります。これらを実現するためには、我が国としては野心的な中期目標の設定が必要と考えています。

中期目標としては、国別総量削減目標の設定に当たってはセクター別アプローチが公平性の確保と相場観の形成と、こういうような観点から有効な手段として考えております。また、長期目標やピークアウトの実現のために必要な排出削減レベルとセクター別の積み上げによる削減ボテンシャルとの間にギャップが生じる、こういうような場合には、異なる排出削減の摸索によつてそのギャップを埋めるということにより、言わば野心的かつ実効的な中期目標の設定が可能であると考へているわけでございます。

今後は、適切な中期目標が設定されるよう必要

ますけれども、大臣はブッシュ大統領がそういう見解を示したことに対して踏み込み不足であると不満を述べられたというふうに報道ではあります。それで、現段階では数値目標を日本は提示していません。この関係は当然のことながら外交でありますので、環境外交といふうに最大限の貢献をすると、こういうようなことが極めて重要だというふうに考えております。

○加藤修一君 これは、この関係は当然のことながら外交でありますので、環境外交といふうに最大限の貢献をすると、こういうようなことが極めて重要だというふうに考えております。

○加藤修一君 これは、この関係は当然のことながら外交でありますので、環境外交といふうに最大限の貢献をすると、こういうようなことが極めて重要だというふうに考えております。

九年未、これはコペンハーゲンでのCOP15、これまでに実効ある次期枠組みの合意に至りますように、我が国としてもこの中期目標を含めまして、環境外交といふうに、國益を反映したといふ表現を使って二〇二〇年までに三つの二〇だというふうに言つてゐるわけであります。二〇%削減とか二〇%再生可能エネルギーを導入する等々含めて言つてゐるわけでありますけれども、これらは精神論じやないと私は思つております。それで、これは精神論じやないと私は思つております。

まず最初に、大臣にお伺いしたいと思いますけれども、報道によれば、二〇五〇年までに英国は一九九〇年比で60%削減と、ドイツは80%、フランス、カナダなども独自の目標を示していると。アメリカがブッシュ大統領、二〇二五年までに排出量の増加を止めると、そういうことであります。これは、適切な中期目標が設定されるよう必要

護、再生するプロジェクトというのをやはり関係省合同でそういう検討会を設ける必要が私はあると思っております。

そこで、この関係について、内閣官房としてどういうふうに取り組んでいくか。海洋基本法の元締ありますので、是非こういった面についてしっかりと答弁していただきたいと思います。

○政府参考人(大庭靖雄君) お答え申し上げます。

我が国の海域に広く展開いたしております離島は、我が国の広大な管轄区域を設定する上で重要な根拠をなすものでございます。また、海上交通の安全の確保とか海洋の開発利用、さらには海洋環境の保全などの面でも重要な役割を果たすものでございます。

我が国の海洋政策におきまして、広大な排他的経済水域の的確な管理、開発利用を行うためにこのようないわゆる離島の役割を十分に認識して離島を保全していくということは大変重要でございます。また、そのような離島によって根拠付けられております海域について、我が国の権益を確保し、権利行使する、そういうことを積み重ねていくことが重要であると考えております。

このようないわゆる離島の役割をいたしました海洋基本計画におきまして、離島の保全、管理を行うこと、大陸棚の限界を適切に設定すること、海洋資源の開発など計画的に推進すべきことなどを定めております。

御指摘の点に関しまして、まさにこのよな意味合いにおいて重要な事項でございまして、これまでそのために必要な護岸整備などに取り組んできているところでございます。

地球の温暖化に伴う海面上昇の可能性を踏まえた問題に関しまして、様々な影響が懸念されているわけでございますけれども、他方、また同時に、地球温暖化対策による緩和策も検討されてるというわけでございます。これらの影響を科学的に解明していくことがまずは重要ではなかろうかと認識しているものでございます。

○加藤修一君 答弁もらつてないようになりますけれども、ある国といいますか地域といいますと思つております。

そこで、この関係について、内閣官房としてどういうふうに取り組んでいかか。海洋基本法の元締ありますので、是非こういった面についてしっかりと答弁していただきたいと思います。

○政府参考人(大庭靖雄君) お答え申し上げます。

我が国の海域に広く展開いたしております離島は、我が国の広大な管轄区域を設定する上で重要な根拠をなすものでございます。また、海上交通の安全の確保とか海洋の開発利用、さらには海洋環境の保全などの面でも重要な役割を果たすものでございます。

我が国の海洋政策におきまして、広大な排他的経済水域の的確な管理、開発利用を行うためにこのようないわゆる離島の役割を十分に認識して離島を保全していくということは大変重要でございます。また、そのような離島によって根拠付けられております海域について、我が国の権益を確保し、権利行使する、そういうことを積み重ねていくことが重要であると考えております。

このようないわゆる離島の役割をいたしました海洋基本計画におきまして、離島の保全、管理を行うこと、大陸棚の限界を適切に設定すること、海洋資源の開発など計画的に推進するという話でありますけれども、同様なりリスクを抱える島嶼国ですね、国内の話だけじゃなくて海外、国外の話もございます。情報共有、そういうふたことも含めて、連携協力の在り方、これをやるべきことなどを定めております。

御指摘の点に関しまして、まさにこのよな意味合いにおいて重要な事項でございまして、これまでそのために必要な護岸整備などに取り組んできているところでございます。

地球の温暖化に伴う海面上昇の可能性を踏まえた問題に関しまして、様々な影響が懸念されているわけでございますけれども、他方、また同時に、地球温暖化対策による緩和策も検討されてるというわけでございます。これらの影響を科学的に解明していくことがまずは重要ではなかろうかと認識しているものでございます。

○加藤修一君 答弁もらつてないようになりますけれども、ある国といいますか地域といいますと思つております。

そこで、この関係について、内閣官房としてどういうふうに取り組んでいかか。海洋基本法の元締ありますので、是非こういった面についてしっかりと答弁していただきたいと思います。

○政府参考人(大江博君) まず、私の方からは関係する省がそういう検討会を持つてしっかりと答えていくべきであります。そういう趣旨の質問でありますので、もう一度お答えください。

○政府参考人(大庭靖雄君) 地球の温暖化に伴う海面上昇の可能性を踏まえた問題に関しまして、今後の海岸保全施設の在り方をどうしていくのか、あるいはサンゴの増養殖技術の開発とか、その効果をどう見ていくのかとか、あるいはこのようないわゆる離島の役割をいたしましたり、あるいは海面上昇に伴う問題の科学的な解明を行うことが必要であろうと存じております。

いずれにいたしましても、このようないわゆる離島の問題につきまして政府が連携をして取り組んでまいりたいと思っております。

○加藤修一君 関係省庁の合同の検討会を設置してもらえるという前提でちょっと質問いたしますけれども、これは外務省に対して質問をしますけれども、今情報の整理等々含めて懸命にやってい

ます。この関連で、既にツバルに対しては本年三月に調査団を派遣するとともに政策協議を実施して、具体的な支援策について検討しているところでございます。

また、今年一月に福田総理が発表しましたクーラース・パートナーシップの下では、緩和対策等に並んで途上国が温暖化の影響に適応するための対策ということを実施していくこととしております。

この関連で、既にツバルに対しては本年三月に調査団を派遣するとともに政策協議を実施して、具体的な支援策について検討しているところでございます。

今後とも、我が国として、我が国の技術、知見を活用して島嶼諸国との連携協力を強化していくといふふうに考えております。

○政府参考人(田辺靖雄君) 海洋法条約に関する御指摘でございますが、委員御指摘のその国連海洋法条約におきまして島というものを定義をしておりまして、これは、自然に形成された陸地であつて、水に囲まれ、高潮時においても水面にあるものというふうに定義をされておりま

す。このような島を基点として排他的経済水域、大陸棚等を設定することを認めておるわけでございます。一方、こうしますと、高潮時などにおいて水面上に残る陸地部分がないような地形ですと、この国連海洋法条約上の島とは言えなくなるわけでございます。

全世界で島嶼、島が数々ございまして、海面上によりまして水没の懸念があるというところがあるわけでございます。そうした中で、ある時点において地形が海面の上昇などによって水没したことでもって直ちに国連海洋法条約上の島の地位を失うのか、またそして、これを基点として設定しております排他的経済水域、大陸棚等を失うことになるかといったような点につきまして必ずしも明確ではございませんで、今後そのような関係のこの国連海洋法条約の国内実行の蓄積を見極めながら判断していくということになるものと考えております。

いずれにいたしましても、この国連海洋法条約は、一九七三年から開始されました国連海洋法会議において百カ国を超える多数の国の参加を得て、長い交渉の末に一九八二年に作成された条約でございまして、いろんな国々の多様な利害のバランスの上に成立つておる条約でございます。このような条約を現時点で具体的に新しい条項を入れる、盛り込む、考えるといったようなことにつきまして、もちろん我が国が海洋国家であるといふことからくる国益の下に判断すべきことであろうと思いますけれども、このような国連海洋法条約、難しいバランスの上になつておる条約について新しい条項を盛り込むということを私もよくうございますけれども、このような国連海洋法条約に直ちに現実にうまくつながるかどうかといふことについてはよくよく慎重に判断、検討しないかなければいけないものと考えております。

○加藤修一君 様々な課題があることを私もよく分かっているつもりでありますけれども、そういったことを踏まえて、関係省とも連携して、是

非あるべき我が国の姿を明確にしていくべきでないかなと、そんなふうに考えておりますので、今後ともどうかよろしく進めていただきたいと思います。

それで、今のケースは、これはもう気候変動の適応政策としてどういうふうに対応していかなければいけないという、その一つであると私は考えておりまして、もう一つは、これから取り上げる話は、やはり保険の機能をいかに適応政策の一つとしてもっと積極的に使っていくべきでないかなと、こんなふうに考えております。

アメリカのいわゆる巨大なハリケーンだけじゃなくて、中国やあるいはオーストラリアで干ばつ、洪水とか、日本なんかでも熱波とか寒波の関係含めて非常に大変な異常気象が発生しているわけでありまして、そういう異常気象による被害、特にインフラ整備が十分とは言えないそういう途上国は被害が非常に大きいと。先日のサイクロンのミャンマーに対する打撃というのももう大変な状況でありますので、そういった意味では、農業に対する依存度の高い地域ではやはり農村社会それが自体がもう崩壊してしまうと。場合によっては、一国の経済に対して極めて大きな影響を与えてしまう場合もあると思うんですね。

そういった意味では、防護するという意味でももうこの適応に対しては相当の資金が必要になつてくるわけでありますけれども、ただそれは急を要する問題でも当然考えなければならない。やはり途上国の農業従事者や農業企業を経済的な損害金を有する適応策の関係について、やはり各国の公的資金、それをこにして民間資金をどう動かすかと、さらには保険機能を十分活用して、保険とともに金融の関係で融合的に考えていくといふべきだも。

以上の点を踏まえて、JBIC、国際協力銀行に質問でありますけれども、農業天候保険の有用性、有効性ですね、それに対する見解と、途上国への関心というのはこれはどうであるかと、さらにもう一つ関連して、この関係で金融機関の取組の状況等いわゆる今後どういう課題を考えられていますか、その辺についてよろしくお願ひいたします。

○参考人(星文雄君) お答えいたします。
農業部門は、委員御指摘のとおり、気候変動の影響を最も受けやすい部門の一つでございます。特に、農業への依存度が高い途上国経済もその影響を受ける可能性がございます。

その対策といたしましては、かんがい設備を始めとするインフラ整備等に加えまして、平均気温や降雨日数など天候データが決められた水準に達した場合に補償金が受け取れる、いわゆる天候デリバティブを組み合わせることも考えられるのではないかと思います。

天候デリバティブは、気象異常による農家の被害に迅速に対応し、その影響を軽減する有効な手段と考えられております。天候デリバティブにつきましては十分な気象データが必要など課題もございますが、農業への依存度が高い途上国を中心に関心が高まつております。日本の民間金融機関などによる協力や事業展開の可能性があると私どもは理解しておりますところでございます。本行、JBICといったしましても、日本の金融機関などともこの分野に関する知見を高めて対応していくたいというふうに考えております。

さらに、ほかの国際機関、金融機関等の取組状況についての御質問でございますが、これは、世界銀行それからアジア開発銀行は、天候デリバティブによる民間資金を動員しつつ、迅速に適応問題に対応することに専念を持っていると私どもは承知しているところでございます。世銀は既にインド、タイ、カリブ諸国でパイロットプロジェクトを実施しております。民間金融機関が天候デリバティブを商業的に広範囲に利用することを期待しているものと私どもは承知しております。

○副大臣(遠藤乙彦君) お答えいたします。
気候変動対策は世界全体で膨大な資金が必要だということは委員もる御指摘のとおりでござりますけれども、せんだつてシンポジウムで、二〇〇八年サミット財務大臣会議に向けてといふ中で基調講演をされておりますけれども、私は非常に重要な内容であるととらえております。今JBICの星理事から話がございましたが、それとも関連する内容でないかなと思っておりまして、その背景と、大意といいますか真意といいますか、その辺のことについてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副大臣(遠藤乙彦君) お答えいたします。
気候変動対策は世界全体で膨大な資金が必要だということは委員もる御指摘のとおりでござります。ただ、こういったことに財政資金だけで対応することは極めて困難であります。今後いかに民間資金を動員していくかということが大変重要な課題であると考えているところであります。

特に我が国の場合、こういった省エネとかクリーンエネルギー、高い技術を有しておりますけれども、それが民間における環境投資のための資金調達の良き先例になるものと期待をしておりまして、財務省といたしましても積極的にこういった面に取り組んでいるところでございます。

○加藤修一君 非常に積極的な展開をされようとしておりますので、是非、力強く思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いわゆる環境金融ということでありますけれども、環境省が数年前からこれは主張しておりますので、懸命にやつてきた点だと私は深く認識してい

一つになつてますが、どうしてそういうことを強調したのか、その趣旨なり目的について簡潔にお述べください。

○政府参考人(南川秀樹君) 事業活動、日常生活含めまして、地域に密着した対策が必要であるということでございます。特に、様々な活動の基盤になります都市あるいは地域の社会資本といいますのは、一度できてしまふと、もう数十年以上ある意味で二酸化炭素の排出構造を固定するわけございます。歩いて暮らせるコンパクトシティを始め、様々、地方公共団体が主体となつて低炭素な町づくりに取り組むという必要性を痛切に感じたからでございます。

○市田忠義君 前回の質問でも取り上げましたが、全国知事会の専門部会から環境省あてに出された要望についてお聞きしました。その要望書によりますと、次のようなあります。温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度は国の事務になつて、地方自治体として温暖化対策をきめ細かく推進するため、事業者ごとの報告データを県に提供するとともに公表することと、こういう強い要望を出しております。

今回の法改正では、地方公共団体実行計画において区域の事業者の排出抑制活動の促進に関する事項を定めることとしていますが、各自治体における排出削減の取組を促進しようと考るならばこの知事会の専門部会の要望は当然だと思つうですが、環境省、いかがでしよう。

○政府参考人(南川秀樹君) 私ども、要望があれば、開示請求があれば直ちに即日に交付するといふことでございまして、特に現状において問題が生じていると考えております。そこで、お聞きましたが、温対法に基づく排出算定・報告・公表制度の第一回報告データで明らかになつて、千葉県に所在する特定排出事業者の合計排出量が、直近の千葉県全体の排出量の中どれだけの割合を占めているか述べてください。

そこで、お聞きましたが、温対法に基づく排出算定・報告・公表制度の第一回報告データで明らかになつて、千葉県に所在する特定排出事業者の合計排出量が、直近の千葉県全体の排出量の中どれだけの割合を占めているか述べてください。

さい。

○政府参考人(南川秀樹君) 千葉県全体が八千百六十七万トンCO₂でございまして、今回私ども把握しております法律に基づく算定、公表によりますと、全体が五千二十九万トンCO₂でございます。六割強でございます。

○市田忠義君 今数字を聞けば明らかなるように、大口排出事業者の排出量が所在地の市や県全体の排出量に占める割合は非常に大きいものがあります。

各県が排出削減に取り組む上で、その自治体に所在する大口排出事業者の排出データというのは非常に重要な意味を持つています。それなのに、先ほど御答弁がありましたが、要請があつたらデータは出してやると、協力もしてやるから余り支障はないという御答弁でしたが、私そういう姿勢では駄目だと思うんです。国が地方公共団体に対して、主体的に、地域全体として排出削減に取り組むことを本気で期待するといふんなら、知事会の専門部会の要望にあるとおり、事業者の報告データは県に提供するとともに公表すべきというふうにするべきだというふうに思いますが、これは南川さんにもう一度聞いて一緒にですから、大臣の見解をお聞きします。

○国務大臣(鴨下一郎君) 基本的には、先ほど局長からお答えしましたように、これは事業所ごとの情報については、これ法律上、何人も開示請求を行うことができると、こういうようなことでござりますので、それに従つて開示を行つてゐるわけであります。

環境省に対しても開示請求があつた場合には、そういうような趣旨において即日申請者に手交するなど、こういうようなことも含めて請求者の利便性を極力進めたいと、こういうふうに考えております。

○市田忠義君 知事会がこぞつてそういう要望をしています。千葉県に提供されるように、前向きな努力をお願いしたいと思います。

○市田忠義君 知事会がこぞつてそういう要望をしていて、やつぱり事業者の報告データが県に提供されると、データが加わって議論をしております。もちろん、その審議会におきましても地方の代表が出ていた

それから、当委員会で別の委員も指摘がありました。

例えは、温対法に基づく報告制度の第一回報告データで非開示になった新日本製鐵君津製鐵所、ここは、気候ネットワークの推計例を基に計算しますと、千葉県全体の排出量の約二四%を占めています。私が直接話を伺つてきた滋賀県や京都府でも、定量的なデータは議論のベース、そうおつしゃつていました。やっぱり、国として京都議定書の六%削減約束を確実に達成すると、さらに、第一約束期間以降の更なる長期的な、かつ継続的な排出削減のために自治体の取組は重要と考えるならば、この要望について真正面から真剣に検討をすべきだということを重ねて求めておきたいと思います。

次に、排出量の報告制度と関連して、第四十二条の二の配慮規定について、条文にはその内容まで書き込まれてないわけですが、配慮の内容について、分かりやすく簡潔にお述べいただきたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) この配慮の内容、現在では私ども二つ考えております。

一点目が、算定・報告・公表制度におきまして、京メカクレジットなどを反映させた電気事業者の排出係数や特定排出者の算定排出量についても報告・公表させることを可能としたいということです。

二点目は、京都メカニズムクレジットの取得などにつきまして、個別相談への対応、ガイドラインの提示などによる情報提供などの支援策を講じると、そういった二つを考えております。

○市田忠義君 電事連の自主行動計画を見てみると、どう書かれています。二〇〇八年から二〇一二年度の五か年平均値の使用電力量見通し、これと、目標達成の蓋然性として京都メカニズムなどの活用で排出単位を五ないし六%向上させる

と、そう書かれています。二〇〇八年から二〇一二年度の五か年平均値の使用電力量見通し、これと、目標達成の蓋然性として京都メカニズムなどの活用で排出単位を五ないし六%向上させる

と、そう書かれています。二〇〇八年から二〇一二年度の五か年平均値の使用電力量見通し、これと、目標達成の蓋然性として京都メカニズムなどの活用で排出単位を五ないし六%向上させる

と、そう書かれています。二〇〇八年から二〇一二年度の五か年平均値の使用電力量見通し、これと、目標達成の蓋然性として京都メカニズムなどの活用で排出単位を五ないし六%向上させる

てくるCO₂排出量、これと京都メカニズムを活用して五ないし六%向上させた場合の排出原単位を掛けて出てくるCO₂排出量の差はどうぐらいになるか、お答えいただけますか。

○政府参考人(西山英彦君) 委員御指摘の前提に基づき計算をいたしますと、二〇〇八年から二〇一二年度の五か年平均のCO₂排出量は約三・四億トンとなり、京都メカニズムクレジットを反映した場合のCO₂排出量は約三・二億トンとなりますので、その差は〇・二億トンでございます。

○市田忠義君 ○・二億トンもの差があるということを今答弁でお話しになりました。

この計算では、京都メカニズム分を配慮した排出原単位を活用すると直近の排出原単位で算定した排出量よりも〇・二億トン少なくなると。これは電力分野からの排出量を少なく見せるための一種の私はごまかしだと言われても仕方がない思ふんです。また、電力の排出係数は電力を使用しているあらゆる分野の排出量の計算の母数となるわけですから、温対法に基づく大口排出事業者の排出算定・報告・公表制度の計算母数を使うこと

と、二種類の数字が出てくることになります。

先日伺つた京都府の話によりますと、そんな話は聞いていないと、大変驚いておられました。また、二つも数字が出るのは分かりにくいくらいともおっしゃっていました。私、先ほども指摘しましたが、定量的なデータは排出削減取組の言わば基礎となるものであります。ただの数字ではなくて、言わば地方自治体にとって非常に大きな意味を持つ問題であります。

そこで、お聞きしたいんですけど、この件について事前に自治体の意見はお聞きになつたんですね

うか、いかがですか。

○政府参考人(南川秀樹君) 今回、法改正を企画するにつきまして、私ども様々なものまで市町村などについての意見交換しております。また、知事会の、先ほど御指摘があつた検討会にもメンバーが加わって議論をしております。もちろん、その審議会におきましても地方の代表が出ていた

だくということで、そういう意味での議論はしております。

ただ、具体的にこの条文をこう書くといったことにつきましては政府の責任で行うということです。

○市田忠義君 具体的には聞いていないということがあります。しかし、法改正案の内容は環境省のホームページでも公開されていますが、そのことについて特

に意見も届いていないという答弁がありました。

実際に聞いていないから、地元の意見、自治体の意見を、自治体の力を本当に發揮させようと思えば、当然そういう具体的な問題について一般論で意見は聽取しているということで済ませないで、やっぱり新しいこういう問題についてよく関係の自治体の意見を聞くということが私基本だということを指摘しておきたいと思います。

これは大臣にお聞きしますが、昨年十一月の当委員会で、私は電力の排出原単位に京都メカニズムを活用するという構想について私が次のように指摘したことに対して、私はこう指摘しました。実際の排出量より出てくる数字が少なくなるのでおかしいではないかと、そう指摘しましたたら大臣は、おっしゃるとおりのところがございます、今後少し検討させていただきたいと答弁されました。今日は、その後どういう検討をされて、現在どういう認識かということを後で聞きたいと思うんですが。

審議会でも慎重意見が出ましたが、結局電力業界の意見に押し切られた。算定・報告制度の趣旨には次のように書かれています。排出者自らが排出量を算定することにより、自らの排出実態を認識し、自主的取組の基盤を確立するとともに、排出量の情報可視化、見えること、可視化することにより、国民、事業者全般の自主的取組を促進し、その機運を高めることを目指すと、そういうふうに算定・報告・公表制度の趣旨として明記されています。何より、地方自治体の取組の支障になるようなことは私はやるべきではないと思う

です。

前回の質問のときに、おっしゃるところでござります、今後少し検討させていただきたいという答弁を大臣はおっしゃったわけですから、私は、やっぱり報告・公表制度に京都メカニズムクリジットを反映した電力の排出原単位を使うということはやめるべきではないかというふうに思いましたが、大臣の御認識をお聞かせを。その後の認識の発展も含めて、検討するとおっしゃっていましたから。

○国務大臣(鴨下一郎君) 確かに昨年の十一月に市田委員の方からそういうようなお話をいただきました。それも含めまして、私たちとしてもいろいろと検討をさせていただきました。

事業者が各種の対策を行った場合に、それでも足りないという部分について京都メカニズムクリジットを取得すると、こういうことは地球温暖化対策上意義があると、こういうことでござります。国としては、適切な配慮を行うことが必要であるというふうには考えておりますが、この

ため、今回の改正を機に、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、京都メカニズムクリジット等を反映させた排出量についても報告、

要であるといふことは可能としていると、このことについては御指摘のとおりでございます。ただ、その際に実際に即した排出量も公表されることが重要と環境省としては認識しておりますし、原則として、京メカクレジットを反映した排出量と、それから反映前のいわゆる実排出量も併せて公表する、こういうようなことをさせていただきたいと思います。

これらの公表の方法についても、今委員からも御指摘ありましたように、国民にとって分かりやすいものとなるように更なる検討をしたいと、こ

いう答弁があつて、私はかなり怒りを込めてしま

り取りしたことを覚えておるわけですが、今の大

臣の答弁をそのとおり前向きに実践していただきたいということを付け加えておきたいと思います。

地方の努力の問題に関連して少し具体的なこと

を述べたいと思うんですけども、一九九五年以来、環境と経済が両立する地産地消のまちづくりに取り組んでいる滋賀県野洲市というところがあります。ここでは、市民が一口千円の地域通貨券「すまいる」これが実物なんですねども、こういうものを購入しますと百円分が交付され、加盟店での買物の際におおむね、店によつて若干違うんですけども、五%程度の割引券として使えると。すなわち、この地域通貨券の売上金は全額太陽光発電に投入されて、必要額に達したら太陽光発電の建設が始まると。これまで文化ホールの駐輪場の屋根など二か所に太陽光発電パネルを設置して、現在三基目をこの野洲市では計画中であります。

地域通貨券で地域の活性化にも貢献して、新たな雇用も生み出していますし、その商店街で物を買うわけですから、物もこれまで以上に売れやすくなるという大変ユニークな積極的な取組だと思います。ただ、そこでは御指摘のとおりでござります。ただ、ここでお伺いしたときに、やつぱり野洲市でできることには限界があると、国のビジョンが見えないと、いう厳しい指摘がありました。これは、京都府地球温暖化防止活動推進センターでも同じような意見でした。こうおつしやつてきました。今や理想だけでは駄目だと、具体的にどう削減していくのかという方向性をしつかり示すことが重要だと。

大臣は、今度の法案の趣旨説明の際に、今後、取り組んでいる自治体やセンターの方々のお話で進められることが期待されますと、そのお述べになりました。しかし、実際に意欲的、積極的に

じゃないかと。

そこで、私、大臣に総括的に、別にこの野洲のことについてあれこれ、個別のことですから言及していただかなくて結構ですが、やっぱり今こそ

国が確実で大幅な削減の方向性や施策を示すことが自治体の取組を一層意欲的にさせることにつながるのではないかというふうに思っているので、その点についての大臣の所見をお願いします。

○国務大臣(鴨下一郎君) 改正案では、これは条例市以上の地方公共団体に對して、地域の自然的、社会的条件に応じた施策についても地方公共団体実行計画に定めると、こういうようなことをしております。さらに、都市計画等との連携に配意すると、こういうようなことも触れております。

地方公共団体が地域の特性に応じた取組を進めると、こういうようなことは、今委員から御指摘があつたような地域通貨あるいはエコポイントのようなものも含めまして、特に生活に密着した分野での地球温暖化対策の推進のために重要なことがあります。ここではもう言つまでもありません。特に、各地域において、例えば木質バイオマスの利活用など、それぞれの地域に存するといいますか、存在するエネルギー資源を利活用して低炭素型の地域づくりを進めること、あるいはまた、様々な都市機能を集約して公共交通機関を十分に整備することなど、歩いて暮らせる活力のあふれたコンパクトな町づくり、こういうようなインフラからソフトまで及んでそれぞれの創意工夫が必要だらうというふうに思つております。

そういう中で、環境省としては、このようなボイントを明らかにしまして、できるだけ効果的な計画が策定、実施されるようガイドラインの策定等を通じた支援を行つてまいります。

○市田忠義君 終わります。

○川田龍平君 地球温暖化対策推進法改正に関しては、既に参考人質疑を含め先輩方の質疑も聞かせていただけて、ここに座つているだけでも本当に大変多くのことを学ばせてもらっています。

それで、今日はまず防衛省の地球温暖化対策について質疑させていただきたいと思います。

環境省にお伺いします。地球温暖化対策については、すべての政府関係者がその削減計画の対象になつていて理解してよろしいのでしょうか。

○政府参考人(南川秀樹君) 政府の実行計画ござります、内閣府が取りまとめて、私どもが実質的な事務局をやつております。これにつきましては、國民に呼びかける以上は政府が自らやろうということで、率先実行だということをございます。そして、社会全体へのこの温暖化対策の普及を促進、牽引しようということでございまして、原則として政府の各行政機関が行うすべての事業を対象としております。そして、省庁再編の次の年からでございますけれども、各省八%、そういう目標を掲げて排出削減を進めておるところです。

ただ、例外がございまして、自衛隊の訓練などの部隊活動につきましては、平和と独立、安全確保という極めて特殊な事業だということでございまますので、全く例外的に削減目標の対象とはしておりません。ただ、自衛隊につきましても、防衛省につきましても、本省あるいは地方支分部局はもとより、自衛隊の学校とかそういうところについては削減目標の対象となつております。

○川田龍平君 それでは、防衛省にお伺いいたしました。

防衛省の地球温暖化対策としてのこの温暖化ガス削減計画のこれまでの現状と今後の計画、そしてこの五年度と六年度実績では九〇年比でどれくらい削減されていることになっているのかをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(中江公人君) お答えをいたしまして、でもCO₂削減のための具体的な実施計画というものを定めておりまして、これに基づいて様々なCO₂抑制のための取組を行つてているところでございます。

政府の実行計画を受けまして防衛省におきましたが、CO₂削減のための取組を行つていているところでございます。

○政府参考人(中江公人君) 削減目標の対象となる施設などは、國民に呼びかける以上は政府が自らやろうと、その対象となる施設などの一年間の平均の排出量の総計はどれくらいになるのでしょうか。

○川田龍平君 この削減計画対象となる施設などはどのような防衛省施設でどのような範囲のもののが入つており、その対象となる施設などの一年間の平均の排出量の総計はどれくらいになるのでしょうか。

○政府参考人(中江公人君) 防衛省の実施計画における場合は、内部部局を始めまして各機関それから自衛隊の学校など全部で約二十五機関を対象といたしておりますが、各自衛隊の現場の部隊の施設等は対象とはいたしておりません。削減目標の対象とはしていらないということをございます。

○川田龍平君 その年間の総排出量というのは大体幾らぐらいになりますでしょうか。

○政府参考人(中江公人君) 失礼をいたしました。

平成十九年度における二酸化炭素の排出量でございますけれども、中央調達による燃料調達数量と、いうものに基づいて試算をいたしますと、排出量約三百五十二万七千トンCO₂と推計されるところでございます。

○川田龍平君 ちょっと想定した数字と違つたんですが、年間の施設の、先ほど申しました二十五機関の年間の総排出量をお聞きしたんですけども。一年間の約平均ですね。

○政府参考人(中江公人君) 失礼をいたしました。

○川田龍平君 削減目標の対象としておりますが、これは、やはり自衛隊の活動につきましては、国のお安全確保ですかあるいは任務の遂行それから部隊の練度の維持向上の観点からやつておるわけでございますので、なかなか一律に削減目標の対象とすることは非常に困難であるというふうに私どもは考えている次第でございます。

○川田龍平君 今回テロ対策ということでインド洋でのアメリカ軍への給油をしてきましたけれども、アメリカ軍だけではありませんでしたが、二〇〇一年より供給量の合計と二酸化炭素排出量は幾らになるのか、また給油した艦船自身が出港か停泊、帰港までの消費燃料とその二酸化炭素排出量というのは幾つになるのかをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(中江公人君) 平成十三年度以降と十三年度から各年度を申し上げてよろしゅうござります。

○川田龍平君 総量で結構です。

○政府参考人(中江公人君) 総量といいますと、十三年度から今日までということによろしゅうござります。

○川田龍平君 そうしますと、四十九万キロリットルの給油を行つております。他方で、油の調達数量が約八十一万キロリットル全体でやつておりますが、この八十一万キロリットルから今の給油をした数量を差し引きますと、約三十二万キロリットルになります、十三年度から十九年度までですね。この約三十二万キロリットルが海上自衛隊の艦船が自分で消費をした量というふうに推計されるところでございます。

○川田龍平君 そうしますと、四十九万キロリットルだとすると、排出量は百二十七・九万トンといふことで、その数字はこの防衛省の一年間の総排出量の約三分の一に当たる量をインド洋での給油に使つてきたということになります。

○川田龍平君 これは、大きなCO₂の排出ということになりますが、先日の環境委員会で大臣は、国家にとって従来の優先順位からいえばもちろん安全保障、経済だったが、今や環境問題が一番、二番に来る、安全保障に匹敵すると加藤委員の質問に答弁されておりました。

○川田龍平君 その観點からすれば、温暖化防止のために地球環境を守ることが安全保障にイコールになるわけではないでしょうか。装備品を削減対象にしないということを放置できないと思いますが、大臣、

いかがでしようか。

○国務大臣(鶴下一郎君) 防衛省におけるCO₂排出量の大宗は、これは国の安全の確保に直結する、こういうような自衛隊の部隊活動に伴うものであります。他の政府機関や民間事業者などの排出量と比較して一概にその多寡について論ずるというようなことはなかなか難しいところもあるんだろうというふうに思つております。

他方、例えば今御議論がありましたように、事務所舎や一般公用車などを含めた、いわゆる国の平和と独立、安全の確保に支障が生じない範囲での取組と、こういうようなことについてははしっかりと取り組んでいらっしゃるというふうに承つております。

また、今、川田委員がおっしゃった安全保障とそれから環境、これはどちらが上でどちらが下というこことじやございません。むしろ本来的に両方も大事なことでありますから、両立をしなければいけませんし、加えて、今まで環境は二の次、三の次になっていたのが、国の安全保障と同じような重みを増してきたと、こういうようなことで申し上げたわけでございます。

○川田龍平君 環境省にお伺いしますが、幾つかのNGOなどでは軍縮を語らない温暖化防止キャンペーントとして厳しい批判も出されております。B52戦略爆撃機が一時間当たり石油消費量は一万一千四百リットルで、二酸化炭素排出量は約三十トンと一時間で言われています。経済産業省は電の強制購入まで方針表明をしておりますが、環境省は国民の自主的な削減運動も呼びかけております。ところが、飛行機がひとつ飛びするだけで大量の二酸化炭素を排出します。実際の戦闘場面でいうと、イラク戦争で一週間当たり三十一万八千キロリットルの石油が消費されたといいます。これが、三十八・八万トンの二酸化炭素の排出量に当たります。これは実際の戦闘場面だけでなく、訓練においても同じだけの排出がされます。やはり削減対象にすべきではないかと考えますが、いか

がでしようか。

○政府参考人(南川秀樹君) 政府としまして様々に議論をいたしましたが、やはり防衛省の、特にこの自衛隊の安全に直結する問題だけは別扱いだということです。合意ができております。様々な批判ござりますけれども、これについては政府としては特段対応を変える必要はないと考えております。

○川田龍平君

防衛省に改めてお伺いします。

今年一月の、テレビのTBSの「一秒の世界」という報道番組では、スウェーデンの研究機関の調査として、戦車一台一秒間に〇・八キログラムを排出していく、これは自動車の二百台分に当たると、さらに戦闘機の一機が三十八キログラムも一秒間に出していて、自動車にあれすると一万台に匹敵するというふうに指摘をテレビの中で言つていました。削減対象にする必要はないのかを改めて防衛省の方にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(中江公人君)

自衛隊、現場の部隊

におきましても、CO₂抑制のためのいろんな取組はしていかなければならないというふうには思つております。

ただ、削減目標の対象とすることにつきましては、先ほど申し上げましたように、やはり国の安

全確保の問題ですとかあるいは自衛隊の任務の遂行それから部隊の練度の維持向上という面から見てもなかなかほかの一般の事務所舎とか公用車といふふうには考えております。

ただ、防衛省としましても、このCO₂の抑制

私はそうした、この防衛省の問題については、削減は難しくても見える化ということについては是非していただけないかと思うんですが、どうで

しょうか。

○国務大臣(鶴下一郎君) 自衛隊の部隊活動そのものは国の平和と独立、安全の確保、これに直結するわけでありまして、その本来目的を達成するために見える化が果たして妥当なのかどうかということは慎重であるべきだろうというふうに思つております。

○川田龍平君

全体的にやはり化石燃料を減らしていくという国民的な高まり、これはそのとおりでありますけれども、それぞれの分野で本来目的を達するためにそれぞれあるべき姿というのがあるんだろうと、いうふうに思つておりますので、まあ何かもが自衛隊の場合に見える化ということがふさわしいかというところについては私は慎重であるべきだというふうに思つております。

○川田龍平君

それでは次に、廃棄物の問題について質問させていただきます。

先日も、三月二十五日の環境委員会で取り上げさせていただいたんですが、この問題では、全体としてごみの排出量が各種リサイクル法や国民の意識レベルの向上によつて減量あるいは横ばい状態にあります。しかししながら廃棄物のCO₂の排出量は九〇年比で六〇%も増加しているというこの現状をどのように、増大している現状をどう受け止めているか、お願いします。

○政府参考人(由田秀人君)

我が國の廃棄物の發

生量は二〇〇五年度におきまして約四億七千五百萬トンということでありまして、一九九〇年度に比べまして〇・七%の増加にとどまつております。一方、二〇〇五年度におけます廃棄物分野からのCO₂排出量は約三千六百七十万トン、CO₂換算であります。ということになつております。一九九〇年度に比べまして約六割増加をいたしております。

○川田龍平君

最後に、この問題について大臣

が考えられます。

環境省としましては、廃棄物分野における温室内効果ガスの排出を抑制するためには循環型社会と低炭素化社会の統合的な取組が重要と考えておまじして、こうした観点から、3Rの一層の推進に取り組むとともに、廃棄物発電の導入等によりまして熱回収の徹底等を進めてまいりたいというふうに考えております。

○川田龍平君

低炭素社会と循環型社会というこ

との統合、結び目のところにこの廃棄物分野の焼却によるCO₂発生があります。この有機質、廃棄物発電については有機質なのでCO₂排出量にカウントされないということになつてますが、こうしたことでもこのCO₂の削減を遅らせる原因になつてゐるのではないかと危惧しております。

○川田龍平君

それについて、それからこのバイオマス燃料

についてですが、地球エネルギーシステム研究所長の佐野寛さんは、このCO₂の発生量イコール成長によるCO₂固定量といふやうゆるこの炭素中立性ということについては、一律免責にするのではなく、温帯林の再生期間二十五年というのを基準にして、その免責率を一として、再生復活に百年掛かる例えば亜寒帯の林は〇・二五にするべきではないかとの主張をされています。その意味ではなく、温帯林の再生期間二十五年というのを基準にして、その免責率を一として、再生復活に百年掛かる例えば亜寒帯の林は〇・二五にするべきではないかとの主張をされています。その意味ではなく、温帯林の再生期間二十五年というのを基準にして、その免責率を一として、再生復活に百年掛かる例えば亜寒帯の林は〇・二五にするべきではないかとの主張をされています。その意味ではなく、温帯林の再生期間二十五年というのを基準にして、その免責率を一として、再生復活に百年掛かる例えば亜寒帯の林は〇・二五にするべきではないかとの主張をされています。その意味ではなく、温帯林の再生期間二十五年というのを基準にして、その免責率を一として、再生復活に百年掛かる例えば亜寒帯の林は〇・二五にするべきではないかとの主張をされています。その意味ではなく、温帯林の再生期間二十五年というのを基準にして、その免責率を一として、再生復活に百年掛かる例えば亜寒帯の林は〇・二五にするべきではないかとの主張をされています。その意味

ではなく、温帯林の再生期間二十五年というのを基準にして、その免責率を一として、再生復活に百年掛かる例えば亜寒帯の林は〇・二五にするべきではないかとの主張をされています。その意味ではなく、温帯林の再生期間二十五年というのを基準にして、その免責率を一として、再生復活に百年掛かる例えば亜寒帯の林は〇・二五にするべきではないかとの主張をされています。その意味

ではなく、温帯林の再生期間二十五年というのを基準にして、その免責率を一として、再生復活に百年掛かる例えば亜寒帯の林は〇・二五にするべきではないかとの主張をされています。その意味ではなく、温帯林の再生期間二十五年というのを基準にして、その免責率を一として、再生復活に百年掛かる例えば亜寒帯の林は〇・二五にするべきではないかとの主張をされています。その意味

二一

の供給の事業を行う者は、その供給の相手方に對し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第二十二条第一項中「留意しつつ」の下に「削減協定を締結する事業者団体に係る事業者にあつては当該削減協定の内容を踏まえて」を加える。

第四十二条の次に二条を加える改正規定を削り、第四十七条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第四十五条第一項中「事業所管大臣」を「主務大臣」に改め、「第二十一条の三第一項の請求」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四十七条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

(事務の区分)

第四十七条の二 第二十一条の二第二項前段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則第三条を改め 同条を附則第四条とし、附則第二条の次に一条を加える改正規定中第二項を削る。

附則第一条第一号中「第八条」を「目次の改正規定(第一章 総則(第一条—第七条)」を改める部分に限る。、第一条の改正規定、第二条の次に一条を加える改正規定 第三条の改正規定 第一章の次に一章を加える改正規定、第八条」に改め、「限る。」の下に「、第二十二条の改正規定」を加える。

附則第二条中「から第二十一条の四まで及び第二十二条の十」を「、第二十一条の五、第二十二条の八及び第四十五条」に改める。

附則に次の二条を加える。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の項の次に次のように加える。

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)	第二十一条の二第二項前段の規定により都道府県が処理することとされている事務
(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の一部改正) 第六条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。 附則第一条中「、第八条及び第九条」を「及び第八条」に改める。 附則第九条を削る。	第八条(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の一部改正) 第六条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。 附則第一条中「、第八条及び第九条」を「及び第八条」に改める。 附則第九条を削る。

平成二十年六月十七日印刷

平成二十年六月十八日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

F